

(案)

第3次日進市男女平等推進プラン
(中間見直し版)

令和8年(2026年)3月

日進市

目 次

第 ❶ 章	計画の基本的な考え方	1
1	計画の見直しの趣旨計画の背景	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	5
第 ❷ 章	日進市の現状と課題	6
1	日進市の現状	6
	本市男女平等意識調査からみる現状	6
2	日進市の課題	11
第 ❸ 章	プランの基本的な考え方	15
1	基本理念	15
2	基本目標	17
3	横断的な視点	19
4	プランの体系	21
第 ❹ 章	施策内容	23
基本目標Ⅰ	性別にかかわらず個人の人権を尊重し認めあうことのできる男女平等な社会に向けた意識づくり	23
①	人権を尊重する意識の醸成	23
②	男女共同参画社会の実現に向けた、性別に対する固定的な意識の解消	24
③	教育・学習活動における男女平等の視点の確保と推進	25
④	多様な性や生き方への理解促進	26
基本目標Ⅱ	さまざまな分野で性別にかかわらず意思決定に参画できる環境づくり	27
①	政策・方針決定の場における男女平等の推進	27
②	地域活動・市民活動等の場における男女平等の推進	28
基本目標Ⅲ	性別にかかわらず職業生活において活躍できる意識・環境づくり (女性活躍推進法市町村推進計画)	29
①	女性の職業生活における活躍推進と男性の家庭生活への参画促進	29
②	子育て・介護に対する支援	31
③	ワーク・ライフ・バランスの推進	32
基本目標Ⅳ	性別にかかわらず安心して暮らすことができる環境づくり	33
①	女性の生涯にわたる健康づくりの支援	33
②	さまざまな社会的困難を抱えている人の支援	35
③	防災・復興分野での男女共同参画の推進	36
基本目標Ⅴ	ドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者を支援する体制づくり (DV防止法市町村基本計画)	37

① DV等の防止に関する理解促進	37
② DV被害者の支援	38
数値目標一覧	39
第 ❸ 章 プランの推進体制	45
1 計画の推進体制	45
2 計画の進捗管理	46
資料編	47
男女共同参画社会基本法	47
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	50
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	56
日進市男女平等推進条例	65

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画の見直しの趣旨

本市では、すべての人が性別にかかわらず、人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、家庭・地域・学校・職場などあらゆる分野でいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現を目指し、第3次日進市男女平等推進プラン（以下「第3次プラン」という。）（2021年（令和3年）策定）に基づき、男女共同参画施策に取り組んできました。

2025年（令和7年度）が計画期間の中間見直しになることから、これまでの本市の取り組みの評価・見直し、社会情勢の変化、令和6年度に実施した「男女平等に関する市民意識調査」の結果などをふまえて、より実効性のある計画になるよう「第3次日進市男女平等推進プラン（中間見直し版）」を策定しました。

中間見直しにあたっては、本市の普遍の理念である「基本理念」や「基本目標」については、第3次プランを構成する大きな柱となるものであり、現行プランを踏襲するものとします。なお、「施策の方向」や「施策内容」については、法改正や今後の国・愛知県の動向等を踏まえ、社会情勢や本市の5年間の取り組みの評価、男女平等に関する市民意識調査・こども調査結果から課題を整理し、必要な見直しを行いました。今後も、目標年度である2030年（令和12年）に向けて、引き続き更なる取り組みを進めていく必要があります。

男女共同参画に関する年表

年		世界	日本	愛知県	日進市
平成11	1999		「男女共同参画社会基本法」成立		「男女共同参画プラン策定委員会」、「男女共同参画事業推進委員会」の設置 「男女平等に関する市民意識調査」実施
平成12	2000	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「ストーカー規制法」成立※1 「男女共同参画基本計画」策定		男女共同参画担当設置（市長公室政策推進課）
平成13	2001		「DV防止法」※2成立	「あいち男女共同参画プラン21」策定	「男女共同参画プラン」策定 「日進市男女共同参画推進懇話会」、「男女共同参画推進会議」の設置
平成14	2002			「愛知県男女共同参画推進条例」施行	
平成15	2003		「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」成立		
平成16	2004		「DV防止法」改正 「育児・介護休業法」改正※3	「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定	担当部署を市長公室市民交流課に変更
平成17	2005	第49回国連女性の地位委員会「北京+10」国際級会合（ニューヨーク）	「第2次男女共同参画基本計画」策定	「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	「男女共同参画推進条例検討委員会」設置 「男女平等に関する市民意識調査」実施
平成18	2006		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定 「男女雇用機会均等法」改正※4	「あいち男女共同参画プラン21」改定	担当部署を市民環境部市民交流課に変更
平成19	2007		「DV防止法」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定	「愛知県少子化対策推進条例」施行	「日進市男女平等推進条例」施行 「日進市男女平等推進審議会」、「日進市男女平等推進苦情処理委員」の設置 日進市男女平等推進プラン策定
平成20	2008			「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定	

平成21	2009		「育児・介護休業法」改正		市民協議会に課名称変更 「男女平等に関する市民意識調査」実施
年		世界	日本	愛知県	日進市
平成22	2010	第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	「第3次男女共同参画基本計画」策定		「第2次日進市男女平等推進プラン」策定
平成23	2011			「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」策定	
平成24	2012			「あいち仕事と生活の調和行動計画」策定	
平成25	2013		「DV防止法」改正 「ストーカー規制法」改正	「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(3次)」策定	
平成26	2014		「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定 「リベンジポルノ被害防止法」成立※5		「男女平等に関する市民意識調査」実施
平成27	2015	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合(ニューヨーク) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択	「女性活躍推進法」成立※6 「第4次男女共同参画基本計画」策定 「女性活躍加速のための重点方針2015」策定(以降毎年策定)		
平成28	2016	G7伊勢志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動計画」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	「育児・介護休業法」改正 「男女雇用機会均等法」改正	「あいち男女共同参画プラン 2020」策定 「あいち農山漁村男女共同参画プラン 2020」策定	「第2次日進市男女平等推進プラン(中間見直し版)」策定 「職員の子育て応援計画」策定※7 「女性活躍推進法特定事業主行動計画」策定※8
平成29	2017		「働き方改革実行計画」の策定 「SDGsアクションプラン 2018」策定(以降毎年策定) 刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)		
平成30	2018		「働き方改革関連法」成立※9 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立 「セクシャル・ハラスメント対策の強化について」策定 「人づくり革命 基本構想」策定(人生100年時代構想会議)	「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(4次)」策定	
平成31/ 令和元	2019		「女性活躍推進法」改正 「DV防止法」改正		「男女平等に関する市民意識調査」実施
令和2	2020	第64回国連女性の地位委員会「第4回世界女性会議から25周年を迎えるに当たっての政治宣言」(ニューヨーク) 第75回国連総会「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」(ニューヨーク)	「災害対応力を強化する女性の視点」策定※10 「第5次男女共同参画基本計画」策定		「職員の子育て応援計画」改正
令和3	2021	「Generation Equality Forum」(ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム)開催	「育児・介護休業法」改正 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	「あいち男女共同参画プラン 2025」策定 「あいち農山漁村男女共同参画プラン 2025」策定 「あいちワーク・ライフ・バランス行動計画 2021-2025」策定	「第3次日進市男女平等推進プラン」策定
令和4	2022		「女性活躍新法」成立※11 「AV出演被害防止・救済法」成立※12		
令和5	2023	「G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」開催	「LGBT理解増進法」成立※13 「DV防止法」改正		「日進市パートナーシップ宣誓制度」導入
令和6	2024			「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画」策定 「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」導入	「日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」に拡大 「男女平等に関する市民意識調査」実施
令和7	2025		「独立法人男女共同参画機構法」成立		担当部署を市民生活部地域共生課に変更
令和8	2026		「第6次男女共同参画基本計画」策定	「次期あいち男女共同参画プラン(仮称)」策定	「第3次日進市男女平等推進プラン(中間見直し版)」策定

※1 ストーカー行為等の規制等に関する法律 ※2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

※3 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

※4 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

- ※5 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 ※6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ※7 次世代育成支援対策推進法に係る特定事業主行動計画 ※8 女性職員の活躍の推進に関する日進市特定事業主行動計画
- ※9 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律
- ※10 災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～
- ※11 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- ※12 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律
- ※13 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

2 計画の位置づけ

- 本市において男女平等を推進し、男女共同参画社会を実現していくための計画
- 日進市総合計画を上位に持ち、本市の関連計画と整合性のある計画
- 男女共同参画基本法第十四条の3項及び日進市男女平等推進条例第十条に基づく計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第二条の3第3項に基づく市町村基本計画を兼ねる計画（本プラン基本目標Ⅴ）

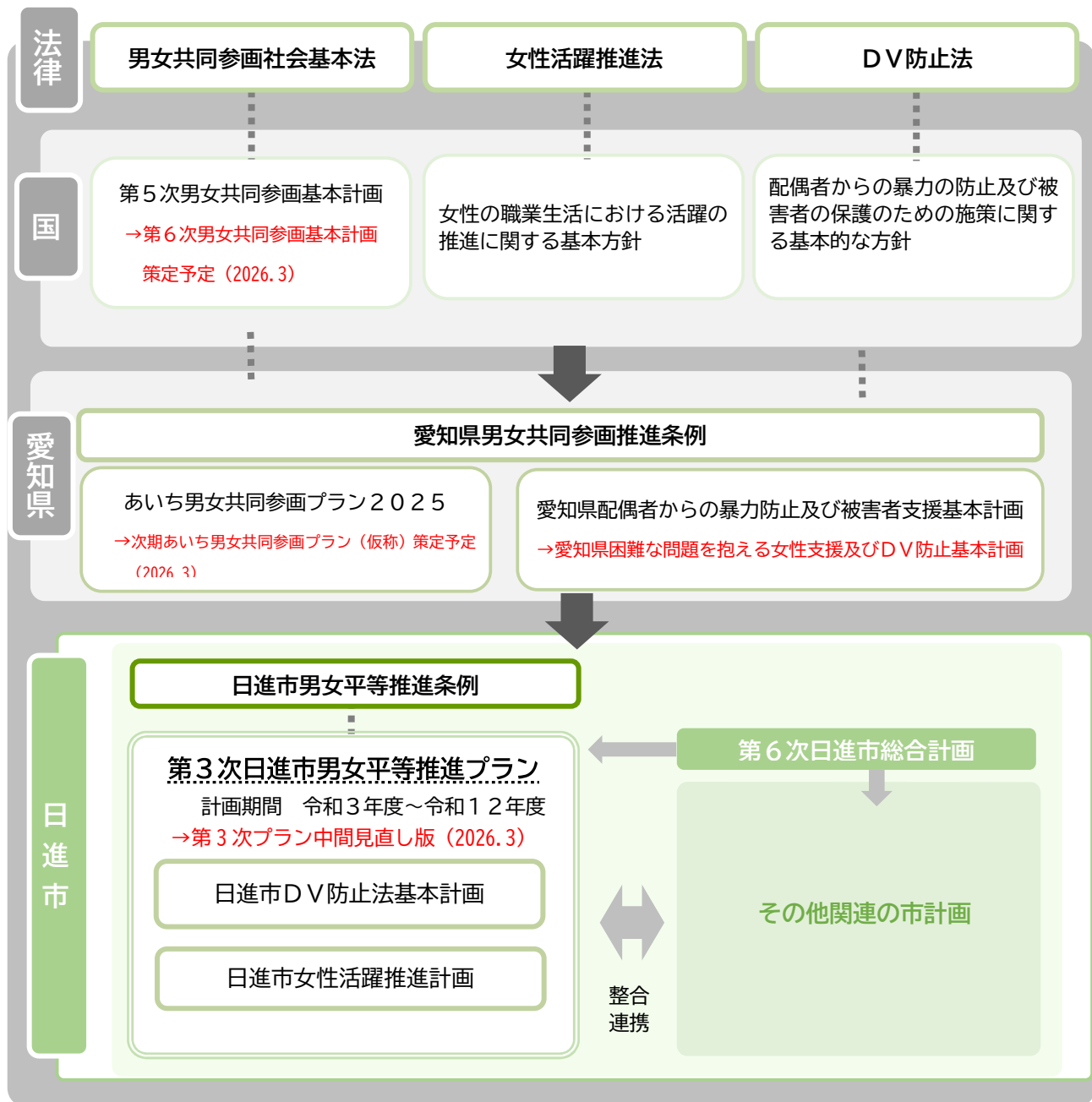
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」抜粋 （第二条の3）

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」第六条の2に基づく市町村推進計画を兼ねる計画（本プラン基本目標Ⅲ）

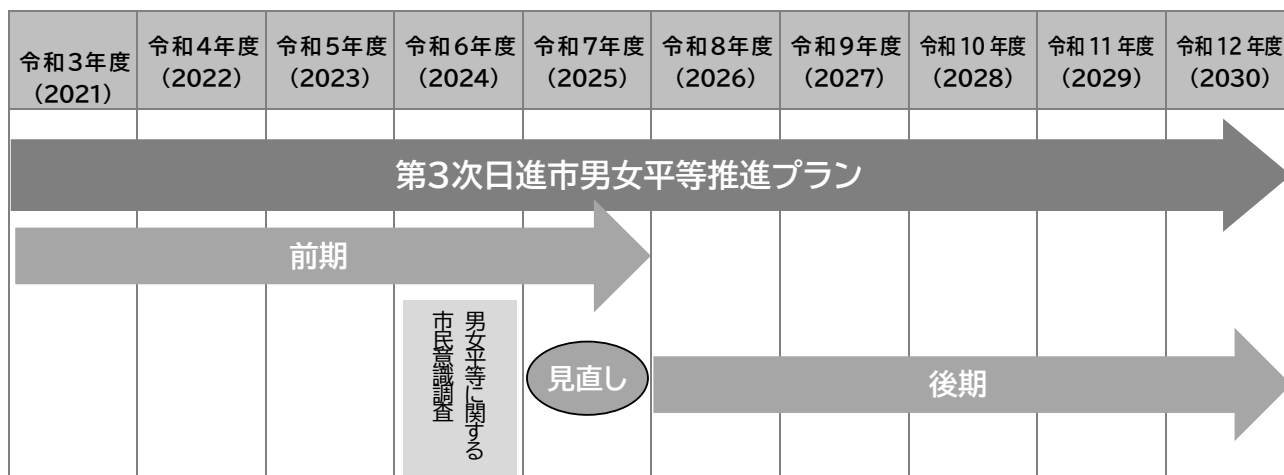
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」抜粋 （第六条の2）

市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。



3 計画の期間

この計画の計画期間は、2021 年（令和 3 年）4 月～2031 年（令和 13 年）3 月の 10 年間の中間年となる令和 7 年度に見直しを行いました。



第 ② 章 日進市の現状と課題

1 日進市の現状

本市男女平等意識調査からみる現状

令和6年度に実施した「男女平等に関する市民意識調査結果報告書」から本市の現状と課題を整理しました。

(1)結婚・家庭、地域生活に関する意識調査

家庭内における仕事の役割については、「重要事項の方針決定」以外のすべての項目で『主に女性』（「いつも女性が担当」＋「主に女性が担当し、男性は手伝う程度」）の占める割合が高くなっており、日常生活における家事や育児、介護は女性为中心で、重要事項の決定は男性が中心という、固定的な性別役割分担意識が顕著に現れています。

日進市が実施した前回調査（令和元年（2019）年度）と比較すると、すべての項目で「男女同じ程度に担当し、協力しあう」が増加している一方、『主に女性』が増加している項目はなく、男性の家事への参加が増えてきていることがうかがえるものの、夫婦の働き方で見ると、共働きであっても家事・育児の負担は女性に偏っていることがうかがえます。

また、女性では『主に男性』（「主に男性が担当し、女性は手伝う程度」＋「いつも男性が担当」）が1割にも満たないのに対し、男性では約1割となっており、男性と女性で男性の家事参加状況の認識に差があることがうかがえます。

結婚・夫婦などの考え方については、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識については、『賛成』（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）な割合が32.7%で、前回調査に比べ6.5ポイント減少しています。

こども調査では、全体では『反対』（「どちらかといえばそう思わない」＋「そう思わない」）が8割を超え最も多くなっています。性別の『賛成』で見ると、女性では7.4%、男性では18.7%と男性の方が割合が高くなっています。

「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」「結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない」という考え方については、『賛成』の割合が高くなっています。

また、「夫婦別姓が選択できる方がよい」については、『賛成』の割合が55.0%となっており、前回調査に比べて、11.1ポイント増加しています。性別で見ると、『賛成』の割合は、女性の方が高くなっているほか、若者ほど男女間の差が大きい傾向がうかがえます。

生活の希望と現実の優先度を比較してみると、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい」が17.9%となっているのに対し、現実に行っている人は5.0%となっており、希望と現実の間に大きなギャップがみられます。また、「仕事」を優先したい」が6.7%となっているのに対

し、現実では「「仕事」を優先している」が 28.3%となっており、現実には希望と違って仕事を優先している状況もうかがえます。

性別でみると、男女とも「「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」が最も高く、次いで「家庭生活を優先したい」となっています。女性では希望と現実には大きな差は見られないものの、男性では「「仕事」を優先したい」という希望が10.7%なのに対し、現実では、「「仕事」を優先している」が 40.5%となっています。

男性の家事、子育て、介護、地域活動への参加を進めるために重要と思うことは、全体としては「子どもの頃から、男女の区別なく家庭生活や地域活動を行う必要性を教える」が最も高く、次いで「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る」「働き方の見直しを行い、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」が全体の上位3項目となっており、順位に違いはあるものの、性別でみてもこの傾向に大きな差はみられません。また、「子どもの頃から、男女の区別なく家庭生活や地域活動を行う必要性を教える」「男性による家事、子育て、介護、地域活動に対する抵抗感をなくす」などは、女性が男性を10ポイント以上上回っています。

平日に家事・育児・介護にかかわる時間については、性別でみると、女性で「1時間以上」が8割を超え、男性で「1時間未満」が6割を超えるなど、平日の家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状がうかがえます。

地域における男女共同参画の視点からの防災体制の整備については、「男女双方の視点を活かした防災マニュアルの作成」が最も高くなっています。

(2)社会参加・参画について

女性が就業することについては、「結婚・出産にかかわらず、ずっと就業するのがよい」という『職業継続型』が特に男性の増加幅が大きく、50.5%と最も高くなり、今回の調査で初めて50%を超えました。次いで「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び就業するのがよい」という『中断再就職型』が31.6%となっています。

前回調査と比較すると、『職業継続型』の割合が7.1ポイント増加しています。就業する理由は、男女とも「生計の維持のため」が最も高く、特に男性では理由の約8割を占めており、男性は家庭の大黒柱として家族を経済的に養わなければならないという役割意識があるのではないかと考えられます。

職場における男女平等については、前回調査と比較すると、具体的な項目については「結婚や出産すると勤め続けにくい雰囲気がある」以外のすべての項目で「はい」と答えた人が減少しています。一方で、「男性と女性で違いはない」の項目については「いいえ」と答えた人が増加しており、全体では職場における男女差を感じている人が以前に比べて増加していることがうかがえます。

働きたいけれど、働くことができなかった経験がある人の割合は、女性が30.9%、男性が11.6%となっており、性別で大きな差がみられ、特に30歳代で男女差が最も大きくなっています。また、働けない理由としては、男性は「健康上の問題」「リストラ・定年」が上位2項目となっているのに対し、女性は働けない理由が分散しており、働き続けるためのハードルが多いことがうかがえます。

育児・介護関連休暇制度の利用状況については、前回調査に比べ「育児休業制度」の取得率が12.1%とやや増加したものの、全体的に特に大きな変化はみられませんでした。

育児・介護休業などの制度を使って休業や休暇を取得できなかった理由は、「仕事量や責任が大きく、同僚に迷惑をかける」が最も高く、次いで「職場で取得しにくい雰囲気がある」「これまでに同じ職場で取得した例がない」の順となっています。性別でみると、「仕事量や責任が大きく、同僚に迷惑をかける」

「経済的に苦しくなる」などでは男性が高く、「取得後の職場復帰への不安がある」では女性が高くなっています。

(3)子どもの教育について

「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という子どもの育て方については、全体では「男の子、女の子と区別せず、育てた方がよい」が45.9%と最も高くなっており、前回調査の38.1%から増加しています。

これを性別でみると、男女とも「男の子、女の子と区別せず、育てた方がよい」が最も高くなっているものの、男性では「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てた方がよい」と答えた人が28.6%と、女性の9.4%を大きく上回っており、男性の方がより子育てで「女らしさ」「男らしさ」にとらわれる傾向が強いことがうかがえます。

「男の子、女の子と区別せず、育てた方がよい」と回答した方に限定しても、女の子の場合は「優しさ・思いやり」「明るい・素直さ」、男の子の場合は「決断力・行動力」「社会性・積極性」「経済力」を求める傾向があります。このように、「男の子、女の子と区別せず、育てた方がよい」と回答した人でも、男の子、女の子に求めるものに差がみられることから、性別による無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）が影響を及ぼしている可能性があります。

学校教育の場で力を入れるべきことについては、男女とも「関連授業を充実させる」「生活指導や進路指導で配慮する」「性別による固定的な習慣をなくす」が上位3項目としてあげられています。

こども調査では、学校や家での男女の役割について、全体の約2割が「女（男）の子だから〇〇しなさい」と言われたことがあると答えており、「誰から言われたか」の内訳は約3割が「母親」からとなっています。

(4)男女平等・人権意識について

社会や家庭生活などにおける男女の平等感については、『男性優遇』（「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）は、「社会全体として」（75.8%）が最も高く、次いで「政治の場」（75.1%）、「社会通念やしきたり」（72.9%）、「職場」（54.7%）となっています。

性別でみると、すべての分野で女性は男性に比べて平等感が低く、この傾向は前回調査と変わっていません。年代別でみると、多くの場面で年代が上がるにつれ『男性優遇』と感じる割合が高い傾向にあり、反対に若年層ほど平等感が高くなっている傾向にあります。

前回調査と比べると、「社会全体として」「家庭生活」「学校教育の場」「職場」などでは『男性優遇』意識は減少していますが、それ以外の分野では増加しています。

セクハラやパワハラの経験は、自分だけでなく知り合いを含めると、自分や周りの人の『セクハラの実験』（全体から「自分も含め周りでは被害を受けた人はいない」と「わからない」と「無回答」と答えた人の合計を除いた割合）は女性で38.2%、男性で25.2%、自分や周りの人の『パワハラの実験』（全体から「自分も含め周りでは被害を受けた人はいない」と「わからない」と「無回答」と答えた人の合計を除いた割合）は女性で50.6%、男性で51.0%となっています。

DVの被害状況については、「命令するような口調でものを言われたりバカにされる」「大声で怒鳴られる」などの精神的な暴力が多くなっており、DVの被害にあった際の相談については、『誰かに相談した』（「全体から「誰にも相談しなかった」と「無回答」と答えた人の合計を除いた割合」）が

47.7%、「誰にも相談しなかった」が44.4%となっています。また、被害にあっても相談しなかった理由は、「相談するほどのことでもないと思った」が61.6%と最も高くなっており、自分が受けている行為（暴力）がDVであることを認識していない人が存在する可能性があります。また、DVの相談窓口の認知度は、「警察」が76.6%と最も高く、次いで「市役所」（39.4%）、「愛知県女性相談支援センター」（23.2%）の順となっており、これらも含めすべての項目で前回調査の認知度を下回りました。

困難な問題を抱える女性に対して市で取り組む必要があるものについては、「多種多様な問題に関する相談窓口の周知」「一時保護など、緊急時に対応できる体制づくり」「専門的に支援できる女性（男性）相談員の配置」が上位3項目となっており、相談窓口の充実や一時保護施設の整備を図るなど、支援が必要な市民が安心して生活できるような環境を整備することが求められています。

性的マイノリティ（性的少数者）の人たちにとって生活しづらい社会だと思うかについては、『生活しづらい社会だと思う』（「思う」＋「どちらかといえば思う」）と答えた人は72.5%となっています。一方で、『生活しづらい社会だと思わない』（「思わない」と「どちらかといえば思わない」）と答えた人は25.6%となっています。

性的マイノリティ（性的少数者）の人たちが暮らしやすい社会にするために、市で取り組む必要があると思うものについては、「学校や保育園・幼稚園での教育を充実する」が45.9%と最も高く、次いで「相談体制を充実する」（43.7%）、「市民に対する啓発を進める」（39.4%）の順となっています。

(5)男女共同参画等に関する用語について

男女共同参画等に関する用語では、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」（81.8%）、「男女雇用機会均等法」（66.8%）、「ジェンダー（社会的性別）」（66.2%）などで「意味・内容を知っている」の割合が高くなっています。一方で、「意味・内容は知っている」の割合が1割以下のものが「日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」（2.9%）、「SOGI（ソジ）」（3.2%）、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）」（4.9%）、「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」（8.3%）の、13項目中4項目となっています。

前回調査と比較すると、すべての言葉について「意味・内容を知っている」人の割合は増加しており、男女共同参画に関する言葉への理解が徐々に進んでいると考えられます。特に「ジェンダー（社会的性別）」「LGBT」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の割合は、大幅に増加していることから、関心の高さがうかがえます。

また、性に関する言葉では、「産後うつ」が前回調査の62.7%から11.5ポイント増加して74.2%となっています。

こども調査でも調査した用語を比べると、全項目で市民調査の「知っている」の割合がこども調査を上回っており、特に「DV（ドメスティック・バイオレンス）」では49.2ポイント差と、子どもへの認知が広がっていないことがうかがえます。

(6)行政の取り組みについて

女性の意見の市政への反映については、女性では『反映されている』（「十分に反映されている」＋「ある程度反映されている」）と答えた人は29.3%となっているのに対し、男性では43.8%と、男女間で大きく意識が違っている傾向がみられます。

前回調査と比較すると、男性では『反映されていない』（「反映されていない」＋「あまり反映されていない」）と答えた人の割合が3.6ポイント減少した一方で、女性では7.8ポイント増加しています。

また、その理由としては、「市議会や行政などの政策・方針決定の場に女性が少ないから」「女性の意見や考え方に対して、行政側の関心が薄いから」が上位 2 項目としてあげられています。

男女平等な社会を推進していくために、今後、行政に望むことは、「子育て、介護に関するサービスを充実する」が最も高く、次いで「政策決定の場に、女性を積極的に登用する」、「労働時間の短縮など、男女がともに多様な生き方を選択できる環境を整備する」の順となっています。特に女性では「子育て、介護に関するサービスを充実する」に対するニーズが高いことから、男女がともに子育てや介護について関わっていくという意識をもち、社会全体で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるような環境整備を進めていく必要があります。

◆報告書は、2024 年（令和 6 年度）男女平等に関する市民意識調査の Web ページで御覧いただけます。

<https://www.city.nisshin.lg.jp/departments/seikatu/kyousei/3/12/date/17231.html>

令和 6 年度日進市市民意識調査報告書（全編）

→



（概要版）

→



2 日進市の課題

固定的性別役割分担意識は減少傾向だが根強く残る 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)も存在している

前回調査と比較すると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に否定的意見が肯定的意見の割合を上回るなど、固定的な性別役割分担意識については、改善している傾向（6.5 ポイント減少）がみられているものの、性別で比較すると男性の割合が高いことや性・年代別で比較すると男女とも 70 歳以上で固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っています。

家庭における役割分担について、「主に女性」の占める割合は減少し、「男女同じ程度に担当し、協力しあう」の占める割合は増えてきていてよい傾向になってきているものの、依然として家事の分担が女性に偏っている傾向があります。

「重要事項の方針決定」については、「男女同じ程度に担当し、協力しあう」の占める割合が最も高い結果となり良い傾向になってきているものの、性別で比較すると女性と男性で 12 ポイントの開きがあり、引き続き男性の家事・子育て等への参加を進めていくことが重要です。

子どもの育て方については、「男の子、女の子と区別せず、育てた方がよい」と回答した割合が最も高く、前回の調査との比較から 7.8 ポイント増加となっていました。一方で、子どもに身につけてほしいと思うことに関して、「男の子、女の子と区別せず、育てた方がよい」と回答した群の中にも、男性の方が「男らしさ」「女らしさ」にとらわれる傾向が強いことがうかがえたことから、性別による期待や役割意識が無意識に残存し、性別役割意識が依然として根強いことがわかります。

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識や男女の意識差、性別に対する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づくことが必要です。そのためには、子どもの頃から男女の区別なく、教育現場、家庭生活における働きかけや地域活動等への参加を進めることや夫婦や家族観でのコミュニケーションをよく図ることに加え、働き方の見直しを行い、仕事以外の時間をより多く持てるようにしていく周知・啓発を進め、理解を得ていくことが引き続き必要です。

また、男女共同参画等に関する用語について、前回調査と比較すると「ドメスティック・バイオレンス（DV）」、「ジェンダー（社会的性別）」、「LGBT」や「ワーク・ライフ・バランス」や性に関する言葉では「産後うつ」の認知度は上がりましたが、新たな項目となった「地域共生社会」、「SOGI（ソジ）」、「日進市パートナーシップ制度」については認知度が2割を切っていることと世代間各差も大きい現状があり、性別にかかわらず個人の人権を尊重しあう社会の実現のため、用語の認知度が低かった子どもも含めて、多様な性についての効果的な周知・啓発が必要です。

無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス):誰もが無意識に持っている思い込みや偏見。男女の役割等固定的な価値観を与えられている。環境、教育、属性などから影響を受け、知らず知らずのうちに形成されるので、自分では気づきにくい。

女性が就業・活躍できる環境づくり

女性が就業することについては、「結婚・出産にかかわらず、ずっと就業するのがよい」という『職業継続型』が前回調査と比較すると、7.1 ポイント増加となり、特に男性の増加幅が大きく 50.5%と最も

高くなり、今回の調査で初めて 50%を超えました。

働き続けたかったのに働くことができなかった理由としては、女性では理由が分散しており、「育児で預けられる施設やサービスが不十分だった（19.2%）」、「就業や家事分担に対する配偶者・パートナーや家族の理解と協力が得られなかった（14%）」、「結婚や育児に対する会社の理解や制度が不足していた（13.1%）」という順となっています。

前回調査と比較すると、「育児で預けられる施設やサービスが不十分だった」と「就業や家事分担に対する配偶者・パートナーや家族の理解と協力が得られなかった」については、それぞれ 4.2 ポイント、3.4 ポイント増加していることについてはよい傾向となりましたが、女性は働き続けるための障壁が多様であり、社会制度、家庭状況、職場環境など複合的な要素が影響している結果となりました。

また、育児・介護制度などの制度を使って休業や休暇が取得できなかった理由については、全体では「仕事量や責任が大きく、同僚に迷惑をかける」、「職場で取得しにくい雰囲気がある（今回調査で新項目）」、「これまでの同じ職場で取得した事例がない」の順に高くなっています。性別で比較すると、「仕事量や責任が大きく、同僚に迷惑をかける」、「経済的に苦しくなる」で男性が高く、「取得後の社会復帰に不安がある」では女性が高くなっている状況でした。

現代社会において、女性が就業し、活躍することは経済成長や社会の多様性推進にとって不可欠な要素です。しかし、依然として女性の就業継続には多くの障壁が存在しています。女性が安心して就業し、さらには持続的にキャリアを築ける社会の実現には、引き続き社会制度、家庭状況、職場環境など包括的な改善策を講じていくことがすべての人が自分らしく社会の構築には重要です。

ドメスティック・バイオレンス(DV)等被害の認識不足

今回の調査結果より、DV の被害を受けた中の種類では、身体的暴力より精神的暴力の割合が高く、「命令するような口調でものを言われたりバカにされたりした（27.2%）」、「大声で怒鳴られる（24.8%）」、「何を言っても長期間、無視し続けられる（14.8%）」の順となっていました。

前回調査と同様に、DV 被害を誰にも相談しなかった理由として、「相談するほどのことでもないと思った（61.6%）」と最も高く、DV 被害の認識不足が示唆されました。DV 相談窓口の認知度については、「警察」「市役所」「愛知県女性相談支援センター」の順に高く、前回調査と比較するとすべての相談窓口で認知度が低下しました。

また、今回調査で新項目であった「困難を抱える女性の相談窓口の認知度」も同様に高くはなく、貧困やDV 等に直面する人が自立するために必要な支援についての質問項目からは、「多種多様な問題に関する相談窓口の周知」が最も高く、次いで「一時保護など、緊急時に対応できる組織づくり」、「専門的に支援できる女性（男性）相談員の配置などが求められる結果となりました。

さらに、「性的マイノリティの人たちにとって生活しやすい社会」だと思うかについては、今回調査の新しい質問項目でしたが、72.5%の人が生活しづらい社会と感じていた結果となりました。

日進市は、令和5年に「日進市パートナーシップ宣誓制度」導入、令和6年度に「日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」拡充していることから、引き続き、「学校や保育園・幼稚園での教育を充実する」、「相談体制を充実する」ことや、効果的な「市民に対する啓発」を進めることが必要です。

意志決定過程への女性参画 ～男女平等な社会の実現を目指して～

本市の市議会における女性割合は50%（2025年度（令和7年4月1日現在））であり、県内でも高い数値となっており、女性の政治分野への参画が比較的進んでいる地域といえます。本市の審議会などへの女性登用率は、38.9%（2025年度（令和7年4月1日現在））で、2019年度（令和元年度）の30.4%から上がっており、愛知県の35.28%（2025年4月1日現在）と比較してもよい数値になってきている状況です。

男女の地位に対する意識では、「社会全体として」「家庭生活」「学校教育の場」「職場」などでは「男性優遇」意識は減少していましたが、それ以外の分野では増加している状況です。また、「女性の意見の市政反映」についての調査では、前回調査と比較すると、女性では「反映されていない」と答えた人の割合が7.8ポイント増加していました。反映されていない理由としては、男女ともに「市議会や行政などの政策・方針決定の場に女性が少ないから」が最も高く、一方で全体的な割合としては少ないものの、「町内会や自治会などの地域組織の役員に女性が少ないから」は前回に比べて倍近く増加しており、地域活動においても性別にかかわらず参画しやすい環境づくりが必要です。

男女共同参画の視点に配慮した防災体制の整備

男女共同参画の視点からの防災体制の整備に関する課題は、災害時に性別による影響の差異や多様なニーズへの対応が不十分であることから発生しています。具体的な事例として、防災会議や避難所運営に女性が少なく多様な視点が欠けていること、女性や子どもへの避難所での配慮不足、支援物資や情報提供が男性中心で女性や高齢者に行き届かないことがあること、防災訓練が男性中心で多様な人の参加が促されていないこと、社会的弱者が支援を受けにくい仕組みになっていること、LGBTなどへの配慮不足など避難所での差別や不安に対応できる体制が整っていないことなどが挙げられます。

引き続き、社会に根強い性別役割分担意識や「弱者への配慮」が制度設計に組み込まれていくよう男女共同参画の視点に配慮した防災体制の整備が必要です。

（参考）ジェンダーギャップ指数(Global Gender Gap Index)

ジェンダーギャップ指数とは、経済、教育、健康、政治の4つの分野において各国の男女格差の大きさを数値化したものです。この指数は、あらゆる分野における男女格差を把握し、改善することを目的として、国際的な議論と活動を促進するための重要な指標となっており、0～1の範囲で示される。1に近いほど男女平等であり、0に近いほど男女格差が大きいことを示します。

世界フォーラムが発表した2024年ジェンダーギャップ指数では、日本は、0.663（118位/146か国、2023年は125位）となっており、分野別にみると「教育」は0.993（72位）、「健康」は0.973（58位）と世界トップレベルである一方で、「経済」は0.568（120位）、「政治」は0.118（113位）と低くなっており、日本は特に経済、政治の分野における男女共同参画が進んでいないことが示されています。

(参考)独立法人男女共同参画機構法の成立

男女共同参画社会基本法施行後 25 年が経過し、依然として意思決定過程への女性参画、女性の経済的自立、地域活性化といった課題が残っていることから、令和 7 年 6 月 20 日に「独立行政法人男女共同参画機構法」が成立し、同月 27 日に施行されました。

国と地域をつなぎ、全国の男女共同参画推進拠点（男女共同参画センター等）を支援・連携させながら、政策的支援・知見提供・研修・調査研究を通じて、男女共同参画社会の実現を促進する制度的基盤を強化する目的です。

新機構は、男女共同参画センターの中核組織として、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を支援することとしていることから、日進市の男女共同参画に関する取り組みについては、今後、愛知県男女共同参画センターを通じて得られる支援を参考にしながら進めていく必要があります。

(参考)愛知県「企業経営を女性活躍に関するアンケート調査(令和 6 年度)」

本調査は、県内企業における働く女性を取り巻く環境の変化や女性の活躍状況を把握・検証し、次期「あいち男女共同参画プラン」策定の基礎資料とすることを目的とし実施したものです。

結果を抜粋しますと、「出産後も働き続ける人が多い企業」の割合が最も高い取り組みは、「メンター制度の導入やロールモデルの情報提供」、次いで「仕事と家庭の両立のために法律を上回る制度を整備し、制度の活用を促進」となっていました。

女性を管理職に登用する上で必要な取組で最も割合が高いのは、「女性の継続就業に関する支援」、次いで「女性のキャリア形成や管理職等を要請するための研修機会の付与」などでした。

また、女性の活躍推進に取り組んだことによるメリットで最も割合が高いのは、「女性のモチベーションが向上した」、次いで「仕事の効率化や業務の改善が進んだ」、「仕事と家庭の両立がしやすかった」などでした。

一方で、女性の継続就業及び管理職登用を推進する上での課題で最も割合が高いのは、「女性本人が希望しない」という結果でした。

女性の活躍推進についての考えをみると、「重視している」又は「やや重視している」と回答した「女性の活躍推進について重視する企業」の割合は 74.8%となっており、女性の活躍推進を重視するという考え方が広がっていると考えられているようです。

第 ③ 章

プランの基本的な考え方

1 基本理念

8つの基本理念（日進市男女平等推進条例第三条）

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 施策や方針の立案及び決定への参画
- (3) 制度・慣行が男女の社会生活の自由な選択に影響を及ぼさない配慮
- (4) 家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮
- (5) 男女平等を基本とした教育への配慮
- (6) 国際社会との協調
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (8) 男女間の暴力の根絶

男女共同参画基本法において、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義づけされており、男女共同参画社会の実現は、「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。」とされています。

そして、第5次男女共同参画基本計画において、「男女共同参画はそれ自体が最重要課題であるが、グローバル化が進む中、ジェンダー平等への取組は、世界的な人材獲得や投資を巡る競争の成否を通じて日本経済の成長力にも関わる。今が、国民一人一人の幸福（well-being）を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点である。こうした危機感を持って、男女共同参画に強力に取り組む必要がある。」としています。

本市においても、上位計画である第6次日進市総合計画で示されている基本的な方向性を踏まえつつ、本計画において、性別など関わりなく一人ひとりの人権が尊重され、多様な市民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で自らの意志に基づき、個性と能力を十分に発揮し、多様性を認めあい、健康でいきいきと活躍できるまちを目指します。

誰もが暮らしやすい 多様性を認めあうにっしん

2 基本目標

本プランは、次の目標に沿って、施策・取り組みを展開します。

基本目標Ⅰ

性別にかかわらず個人の人権を尊重し認めあうことのできる男女平等な社会に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現のためには、人権尊重を基盤としたジェンダー平等観の形成及び固定的な性別役割分担意識の解消や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づきを促し解消していく必要があります。

人権尊重意識を醸成するとともに、あらゆる分野においてジェンダー平等・男女共同参画を意識し行動できる市民などが増えるようジェンダー視点の主流化を進めます。

ジェンダー視点:ジェンダーが性差別、性別による固定的役割分担、偏見などにつながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするもの。

ジェンダー視点の主流化:法律・政策・事業など、あらゆる分野のすべてのレベルにおける取り組みが及ぼしうる、女性と男性への異なる影響を精査するプロセス。女性と男性の関心事と経験を統合し、女性と男性が平等に恩恵を受け、不平等が持続しないようにするための戦略で、ジェンダー平等の達成を目的としている。

基本目標Ⅱ

さまざまな分野で性別にかかわらず意思決定に参画できる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において、男女が対等な立場で参画し、ともに責任を担いながら、能力や個性を発揮できる社会づくりが必要です。政策・方針決定の場への女性の参画促進に努めます。また地域活動・市民活動などを持続可能なものとするためにも、女性の参画促進と性別にかかわらず適材適所を働きかけます。

基本目標Ⅲ

性別にかかわらず職業生活において活躍できる意識・環境づくり(女性活躍推進法市町村推進計画)

男女共同参画社会を実現するために、本市の状況を踏まえつつ、女性活躍推進法の趣旨に基づき、女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活を送ることができるよう支援するとともに、男女がともに家事・育児などの担い手として、パートナーと家事などの共有ができるよう、男性の家事参画への意識の醸成に努めます。

基本目標Ⅳ

性別にかかわらず安心して暮らすことができる環境づくり

女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が重要です。ジェンダー平等を実現するために、男女が互いの性別特有の健康課題を十分に理解し思いやることができるよう、正しい知識の普及に努めます。また、様々な社会的困難と性別に起因する社会的困難とが複合する場合があるため、理解と支援に努めます。さらに、非常時においてはジェンダー課題が拡大・深刻化するため、平常時から対策し、性別にかかわらず安心して暮らすことができる環境づくりに努めます。

基本目標Ⅴ

ドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者を支援する体制づくり(DV防止法市町村基本計画)

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、重大な人権侵害です。夫婦間・パートナー間は本来対等であるはずですが、一方が他方を力で思い通り支配し管理しようとするときに生じる暴力です。また、児童虐待と複合している場合もあります。

男女共同参画社会の実現のため、DVを許さない人権意識・ジェンダー平等意識を高めるよう啓発に努めます。

また、被害を迷わず相談したり、暴力に気づいた周囲の人が関係機関に連絡できるよう相談窓口を周知するとともに、法改正など国の動向を注視しつつ、DV被害者への適切な対応を行うための体制を確保し、支援に努めます。

3 横断的な視点

国際協調～SDGs達成を意識した計画の推進～

SDGsとは、2015年（平成27年）9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下アジェンダ）に掲げられた2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標で、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

アジェンダでは、前文において「誰一人取り残さないことを誓う」とともに、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と謳っています。また、「人類の潜在力の開花と持続可能な開発の達成は、人類の半数に上る（女性）の権利と機会が否定されている間は達成できない」としています。

そして、SDGsの目標5として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性・女児のエンパワーメントを図る」を掲げるとともに、SDGs達成にジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは重要な貢献をするものであり、アジェンダ全体の実施においてジェンダー視点の主流化が不可欠としています。

本市男女平等推進条例においても、「男女平等の推進に関する取組みは、国際社会における取組みと密接な関係を有していることから、国際的な理解と協調の下に行われること。」となっています。

本市においては、総合計画をはじめとした各計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組むこととしています。

本計画においても、国際協調の下、本市が推進するESDの考え方を取り入れ、SDGsに貢献できる人づくりを推進するとともに、SDGs及びアジェンダを意識して取り組み、性別にかかわらず誰もが自らの力を発揮し活躍できるまちの実現を目指します。

無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)からの解放

人は誰しも思い込みと無縁ではありません。偏見を持っていないつもりでも、知らず知らずの内に思い込み、偏った意識を持っています。

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は幼少のころから長年にわたり形成され、女性にも男性にも存在しています。男女共同参画社会は、性別にかかわらず“自らの意志に基づいて”個性と能力を発揮できる社会ですが、無意識の内に思い込んでいる中では、本来の自らの意志が偏ってしまう場合もあることが考えられます。

本計画においては、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が女性/男性のどちらかに不利に働かないよう、市職員・教育関係者・市民などへの啓発・学習を進め、行動変容を促し、自分らしく主体的で多様な選択ができるような取り組みを推進していきます。

人生100年時代を生きる

日本は世界有数の長寿社会を迎えており、「教育、仕事、老後」といった単線型の人生設計や、女性だからこう、男性だからこうといった画一的な生き方でなく、年代や人生のステージにおいて学び方、働き方、生き方を、自分自身で選び、様々に組み合わせて生きていくことのできる社会となっていくことが求められています。

2020 年（令和 2 年）市町村別生命表によると平均寿命が男女とも県内 1 位の本市においても、人生 100 年時代を見据えて、性別にかかわらず生涯にわたる健康な生活の実現、学び続け活躍し続けられる環境、仕事と家事・育児・介護を両立できる環境整備を推進します。

ダイバーシティ&インクルージョン

男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めることは、「男女」だけでなく、年齢や国籍、性的指向・性自認に関することなど含め、幅広く多様な人々を包摂する、ダイバーシティ&インクルージョンな社会の実現につながります。

人々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、家族や世帯のあり方や結婚や性に関する考え方、人と人とのつながりや関係性など、あらゆるものが多様化している今日において、性別、年齢、外見、国籍、文化、社会的地位、障害の有無、性的指向・性自認などに関わらず、一人ひとりがお互いの個性や多様な価値観・生き方を認めあい、安心して生活し、ともに支え合いながら社会に参画できる環境づくりを推進します。

また、多様性の受容と共生意識は市民一人ひとりの中に醸成されていくものであるため、施策の効果は一朝一夕で測れるものではありません。地道な取り組みを継続して行っていきます。

ダイバーシティ&インクルージョン(Diversity & Inclusion):多様性の包摂。ダイバーシティと省略して使われることが多い。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

4 プランの体系

基本理念	基本目標	施策の方向
(1) 男女の人権の尊重 (2) 施策や方針の立案及び決定への参画 (3) 制度・慣行が男女の社会生活の自由な選択に影響を及ぼさない配慮 (4) 家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮 (5) 男女平等を基本とした教育への配慮 (6) 国際社会との協調 (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 (8) 男女間の暴力の根絶	基本目標Ⅰ 性別にかかわらず 個人の人権を尊重し認めあう ことのできる男女平等な社会 に向けた意識づくり	① 人権を尊重する意識の醸成 ② 男女共同参画社会の実現に向けた、 性別に対する固定的な意識の解消 ③ 教育・学習活動における男女平等の 視点の確保と推進 ④ 多様な性や生き方への理解促進
	基本目標Ⅱ さまざまな分野で 性別にかかわらず意思決定に 参画できる環境づくり	① 政策・方針決定の場における 男女平等の推進 ② 地域活動・市民活動等の場における 男女平等の推進
	基本目標Ⅲ 性別にかかわらず 職業生活において活躍できる 意識・環境づくり (女性活躍推進法市町村推進計画)	① 女性の職業生活における活躍推進と 男性の家庭生活への参画促進 ② 子育て・介護に対する支援 ③ ワーク・ライフ・バランスの推進
	基本目標Ⅳ 性別にかかわらず 安心して暮らすことができる 環境づくり	① 女性の生涯にわたる健康づくりの支援 ② さまざまな社会的困難を抱えている人 の支援 ③ 防災・復興分野での男女共同参画の推進
	基本目標Ⅴ ドメスティック・バイオレンス等の防止 と被害者を支援する体制づくり (DV防止法市町村基本計画)	① DV等の防止に関する理解促進 ② DV被害者の支援

施 策	No.
A 人権全般に関する啓発 B 人権相談の充実 C 人権教育の充実	1~4
A ジェンダーに対する固定的意識解消の啓発 B 印刷物等のジェンダー平等に配慮した表現 C ジェンダー平等の視点を確保した制度慣行等の見直しができる市職員意識の向上 D ジェンダー統計の整備	5~12
A 教職員へのジェンダー平等視点確保に向けた取り組み B ジェンダーの無意識の思い込みを踏まえた教育現場での児童・生徒への取り組み C ジェンダー平等を踏まえた保育現場での取り組み D 学習機会でのジェンダー平等の取り組み	13~18
A 性的マイノリティへの理解促進 B 性的マイノリティの相談先の確保	19~21
A 市附属機関等における女性委員の登用促進 B 女性管理職の登用促進	22~24
A 自治会等地域活動におけるジェンダー平等の推進 B 家庭教育活動の場におけるジェンダー平等の推進 C 市民活動の場におけるジェンダー平等の推進	25~27
A 女性が職業生活を営むためのエンパワーメントの支援 B 女性が活躍できる職場づくり C 男性の家庭参画促進意識啓発 D 男性の家庭生活参画機会の提供 E 市職員に向けた参画促進	28~38
A 子育てと仕事の両立支援 B 介護と仕事の両立支援 C 市職員が仕事と育児・介護を両立するための支援	39~43
A 企業に向けた啓発 B 市民に向けた啓発 C 市職員に向けた啓発	44~47
A 妊娠・出産に関わる女性への健康支援 B 性別特有の疾病に対する予防支援 C リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発 D 性犯罪・性暴力の防止	48~55
A ジェンダー平等の視点を取り入れたひとり親に対する支援 B ジェンダー平等の視点を取り入れた高齢者への支援 C ジェンダー平等の視点を取り入れた障害者への支援 D ジェンダー平等の視点を取り入れた支援につながりにくい人への対策	56~61
A ジェンダー平等の視点を取り入れた平常時の災害への備え B ジェンダー平等の視点を取り入れた避難生活への支援 C 非常時の女性に対する暴力の防止	62~65
A 市民に向けたDV防止理解促進の啓発 B DV二次被害防止に向けた庁内対応	66. 67
A DV被害の相談先の確保 B DVによる住民基本台帳閲覧制限支援 C 愛知県女性相談センターと連携した一時保護の実施 D DV被害者を支援するための庁内連携体制の強化 E DV被害者を支援するための外部機関の活用・連携	68~74

第 4 章 施策内容

基本目標Ⅰ 性別にかかわらず個人の人権を尊重し認めあうことのできる男女平等な社会に向けた意識づくり

成果指標

※この数値は本市「男女平等に関する市民意識調査（R6）」に基づきます。

- ①「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」の考え方について、「どちらかといえば反対」「反対」と答えた人の割合
 現況値：50.1% → 目標値：65.0%
- ②男の子、女の子と区別せず育てた方がよいと答えた人の割合
 現況値：45.9% → 目標値：50.0%
- ③学校教育の場における平等感（学校教育の場で男女の地位が「平等」と答えた人の割合）
 現況値：53.2% → 目標値：70.0%
- ④LGBTという言葉の意味・内容を知っている人の割合
 現況値：54.8% → 目標値：70.0%

① 人権を尊重する意識の醸成

学校・地域・家庭・職場その他の様々な場を通じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、基本的人権を尊重し、女性の人権をはじめとする各種人権課題に対しては、自分で考えて行動できる市民の意識づくりのため、人権啓発及び人権教育を推進します。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 人権全般に関する啓発	人権に関する展示や広報誌を活用した情報提供、人権擁護委員と連携した啓発活動等を行い、人権を尊重する意識の醸成に努めます。 指標 人権に関する啓発回数	地域 共生課	1
B 人権相談の充実	「女性の人権ホットライン」等法務省が開設する人権関係相談窓口を周知するとともに、本市においても人権擁護委員相談を開設し、人権に関する相談ができる環境の充実に努めます。 指標 市内においての人権相談開設回数	地域 共生課	2
C 人権教育の充実	人権週間等を中心に、校長講話、児童生徒集会、学級活動等に取り組み、児童・生徒の人権意識を高めます。	学校 教育課	3

	保育士の人権意識の向上に努め、人権尊重を視点に入れた保育を推進します。	保育課	4
--	-------------------------------------	-----	---

② 男女共同参画社会の実現に向けた、性別に対する固定的な意識の解消

性別に対する固定的な意識は解消しつつありますが、全国調査結果より固定的意識の解消は下回っており、いま一步踏み込んだ解消の促進が必要です。あらゆる分野においてジェンダー視点を確保し、性別によって不平等や不利益はないか、制度上は平等だが慣習慣行などで利用の性別が偏っていないかなどを見極め、社会の偏った状態を積極的に改善する行動がとれる意識づくり・人づくりが重要です。また、次世代の男女平等意識の形成するため、年代、性別にとらわれない考え方や行動を身につけ、日常生活の中で実践できるよう、男女平等啓発活動を推進していくことが大切です。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A ジェンダーに対する 固定的意識解消の啓発	講座等の開催や情報誌の発行、市ホームページや情報コーナーの整備・活用等を行い、ジェンダー平等に関する情報を提供し、性別に対する固定的役割分業意識の解消に向けた啓発を行います。 指標 人権・男女共同参画情報コーナー図書貸出数	地域 共生課	5
	図書館と連携し、男女共同参画週間等にあわせ、関連図書の紹介等を行います。	地域 共生課	6
B 印刷物等のジェンダー 平等に配慮した表現	市が発行する印刷物等について、「につしんの表現指針」に基づくジェンダー平等に配慮した表現の徹底を市職員に周知します。また、市民及び市職員に対し男女平等に関する施策についての苦情を申し出ることができる苦情処理制度の周知を図ります。	地域 共生課	7
	広報やホームページに掲載する情報の表現について、ジェンダー平等の配慮を徹底します。	情報 広報課	8
C ジェンダー平等の視点を 確保した制度慣行等の 見直しができる市職員意識の 向上	あらゆる分野においてジェンダー平等の視点を確保し、制度慣行等の見直しができるよう、研修等を通じて市職員意識の向上を図ります。 指標 市職員向け男女共同参画研修参加者数（累計）	地域 共生課	9
	市職員に対しハラスメントについてのガイドラインを示すとともに、ハラスメントの相談や防止講座等の実施等必要な対策に取り組み、市職員意識の向上を図ります。	人事課	10
D ジェンダー統計の整備	ジェンダー統計の整備を行うよう、市職員に周知するとともに、そのデータを制度慣行の見直し等、男女共同参画社会の形成促進に活用します。	地域 共生課	11
	市民意識調査にジェンダー平等に関する設問を盛り込み、隔年で調査を実施し、その結果を市民に報告しま	情報 広報課	12

	す。→市民意識調査に性別の項目を設け、ジェンダー統計として整備します。		
--	-------------------------------------	--	--

ジェンダー(gender)：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別のことをいう。一方、生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)と区別される。

ジェンダー視点：ジェンダーが性差別、性別による固定的役割分担、偏見などにつながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするもの。

ジェンダー統計：男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計。

③ 教育・学習活動における男女平等の視点の確保と推進

教育・学習の場において、ジェンダー平等は隠れたカリキュラムとして存在していることが多くあります。次代を担う子どもたち一人ひとりが輝き活躍できるよう、ジェンダー平等・男女共同参画について学び考える機会を提供します。

また、教職員・講師・保護者・地域関係者などの教育・学習活動に関わる大人の無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)などにより、性別への固定的で偏った価値観を再生産しないよう、ジェンダー平等の視点を確保した教育・学習活動を推進します。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 教職員へのジェンダー平等視点確保に向けた取り組み	教職員に対して、ジェンダーに関する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)等への「気づき」を促すための、研修等の参加機会を充実します。	学校教育課	13
	教育関係者に対し、ジェンダーに関する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)等を知る機会を提供し、「気づき」を促します。	地域共生課	14
B ジェンダーの無意識の思い込みを踏まえた教育現場での児童・生徒への取り組み	小中学校における男女混合名簿の作成・使用を継続するとともに、性別に偏った慣行等を見直します。また、児童・生徒が性別にかかわらず自身の個性や能力を活かすことができるよう、自らの将来のあり方について考える機会を作ります。	学校教育課	15
	人権・男女共同参画モデル校を毎年指定し、小中学校でのジェンダー平等意識の向上を図ります。また取り組み成果の情報の提供に努めます。 指標 人権・男女共同参画研究校(全13校)の指定	地域共生課	16
C ジェンダー平等を踏まえた保育現場での取り組み	保育園等において、性別にとらわれない、一人ひとりの個性を尊重した教育を推進していきます。また、保育士に対して、ジェンダーに関する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)等への「気づき」を促すための、研修等への参加機会を充実します。	保育課	17
D 学習機会でのジェンダー平等の取り組み	性別に偏りなく参加しやすい内容等、ジェンダー平等の視点を持った運営を行います。	学び支援課	18

隠れたカリキュラム:教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営むなかで、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄。学校・学級の場の在り方や、雰囲気といったもの。

④ 多様な性や生き方への理解促進

性のあり方によって、偏見や差別を受けることはあってはなりません。令和5年度には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行され、また本市では、令和5年度に「日進市パートナーシップ宣誓制度」を導入、令和6年度に「日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」に拡充しており、制度の周知について市民に対して効果的な啓発を進めることが必要です。多様な性のあり方（SOGIの考え方等）について理解を促進し、性のあり方を理由とした偏見や差別、不平等を積極的に是正できる市民などを増やすための啓発を進めます。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 性的マイノリティへの理解促進	性の多様性や性的マイノリティ（LGBT等）への理解を促進するため、情報提供に努めます。また、市職員への研修等を行うとともに、パートナーシップ宣誓制度等の調査研究を行います。 指標 多様な性に関する啓発実施回数	地域 共生課	19
	児童・生徒に対し、性の多様性や性的マイノリティ（LGBT等）への理解を促すとともに、相談があった場合には、相談体制を周知します。	学校 教育課	20
B 性的マイノリティの相談先の確保	電話等専門相談窓口の周知に努めるとともに、人権相談等各種相談窓口で相談に応じます。	地域 共生課	21

SOGI:Sexual Orientation and Gender Identity(性的指向と性自認)の頭文字をとったもの。「LGBT」は特定の人を示すのに対し、異性愛や身体と心の性が一致している人も含め、すべての人の属性を示す言葉。

LGBT:LGBTはレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字で、性の多様性を表す言葉のひとつ。セクシャル・マイノリティ(性的少数者)と同じような意味として使われることも多い。

基本目標Ⅱ さまざまな分野で性別にかかわらず意思決定に参画できる環境づくり

成果指標

※この数値は本市「男女平等に関する市民意識調査 (R6)」に基づきます。

- ⑤女性の意見が、市政に反映されていると答えた人の割合（「十分に反映されている」「ある程度反映されている」と答えた人の割合）

現況値：35.3% → 目標値：50.0%

- ⑥地域活動の場における平等感（地域活動の場で男女の地位が「平等」と答えた人の割合）

現況値：32.0% → 目標値：55.0%

① 政策・方針決定の場における男女平等の推進

本市人口の約半数は女性であり、女性も男性も政策・方針決定の場とともに参画し責任を担っていく必要があります。女性の参画を一層促進するとともに、性別に偏りがある分野においては、積極的にジェンダーバランスを確保していきます。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 市附属機関等における女性委員の登用促進	審議会等において、女性の割合を増やし、政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。また、ひとつの性に偏らない委員の登用を行います。 指標 審議会等への女性登用率 指標 女性委員がいる審議会等の割合	地域 共生課	22
B 女性管理職の登用促進	性別にとらわれることなく、能力を有する市職員を昇任させるとともに、市女性職員を対象としたキャリアアップ研修、管理・監督者向け研修を実施します。 指標 市一般職員の管理職（主幹級以上）のうち女性の占める割合	人事課	23
	性別にとらわれることなく能力を有する教員を管理職（校長・教頭）や主任等（主幹教諭、教務・校務主任）に登用します。 指標 市内小中学校における女性教員の管理職部門（校長・教頭）への登用率 指標 市内小中学校における女性教員の主幹・教務・校務主任への登用率	学校 教育課	24

② 地域活動・市民活動等の場における男女平等の推進

地域・市民活動などを将来に向け持続可能なものとするために、継続的な啓発を行いながら、多様な人材が活躍する第一歩として、代表や役員への女性の参画について働きかけるとともに、性別に偏りがある分野などにおいては積極的にジェンダーバランスを確保できるよう働きかけを行います。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 自治会等地域活動における ジェンダー平等の推進	自治会等地域活動の場において、女性が責任のある立場に就き、意思決定の場へ参画できるよう、固定的な役割分担を見直す働きかけを行います。 指標 女性区長・自治会長の割合	地域 共生課	25
B 家庭教育活動の場における ジェンダー平等の推進	家庭教育推進委員会・PTAに対し、女性が団体の長等責任のある立場に就く等、今までの慣行にとらわれず、ジェンダー平等の視点で運営・活動するように働きかけます。 指標 家庭教育推進委員会における女性代表割合	学習 政策課	26
C 市民活動の場における ジェンダー平等の推進	市民活動拠点を中心に、市民活動においての女性リーダーの活動を支援するとともに、男女共同参画をテーマとする団体の支援を行います。 指標 市民活動拠点利用登録団体の内、女性が代表者の団体割合 指標 市民活動拠点利用登録団体の内、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動の登録がある団体数	地域 共生課	27

基本目標Ⅲ 性別にかかわらず職業生活において活躍できる意識・環境づくり(女性活躍推進法市町村推進計画)

成果指標

※この数値は「日進市市民意識調査 (R6)」及び本市「男女平等に関する市民意識調査 (R6)」に基づきます。

- ⑦職場における平等感（職場で男女の地位が「平等」と答えた人の割合）

現況値：26.8% → 目標値：40.0% 「男女平等に関する市民意識調査」

- ⑧家庭生活における平等感（家庭生活上で男女の地位が「平等」と答えた人の割合）

現況値：26.7% → 目標値：50.0% 「男女平等に関する市民意識調査」

- ⑨日進市は安心して子育てができる環境であると答えた人の割合（「思う」「おおむねそう思う」と答えた人の割合）

現況値：69.6% → 目標値：75.0% 「日進市市民意識調査」

- ⑩ワーク・ライフ・バランスという言葉の意味・内容を知っている人の割合

現況値：51.0% → 目標値：65.0% 「男女平等に関する市民意識調査」

① 女性の職業生活における活躍推進と男性の家庭生活への参画促進

女性の職業生活における活躍推進：社会経済活動の担い手として、女性が職業生活において活躍するため、自らをエンパワーメントするための機会提供や意識啓発を行います。

男性の家庭生活への参画促進：家庭生活の担い手として、男性が家事・育児・介護などを自発的に担い円滑な家庭生活を営むことのできる意識や経験づくりを進めます。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 女性が職業生活を営むためのエンパワーメントの支援	女性のための起業支援セミナーや再就職支援セミナー、女性のためのキャリアアップ講座等を実施し、女性のエンパワーメントの機会を創出します。 指標 日進市地域職業相談室を利用した女性就職者数	産業 観光課	28
	展示や広報誌、図書等を活用し、女性が円滑な職業生活を営むための情報の提供や、女性のエンパワーメントについて働きかけます。	地域 共生課	29
	母親向け再就職・キャリアアップ講座や相談会等を子育て総合支援センターで実施し、女性のエンパワーメントを支援します。	子育て 支援課	30

	社会人の学び直しを支援するため、連携大学の公開講座や社会人カリキュラム等の情報を提供し、リカレント教育を推進します。	地域 共生課	31
具体的な取り組み	内容	担当課	No.
B 女性が活躍できる職場づくり	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法等、女性が職業生活を円滑に営むための情報をパンフレット等を活用し、企業・市民に提供します。 指標 市内の「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数	産業 観光課	32
C 男性の家庭参画促進意識啓発	展示や広報誌、図書等を利用した男性の子育てや家事参画についての情報発信を行い、男性の家庭参画についての意識啓発を行います。	地域 共生課	33
D 男性の家庭生活参画機会の提供	講座等を開催し、男性が家事・育児に関わるきっかけとなる機会を提供します。 指標 男性の家庭参画促進講座開催数	地域 共生課	34
	パパママ教室を定期的実施し、妊娠・出産・育児に対する父親の理解を深め、子育てに参画するための機会を提供します。 指標 パパママ教室への男性参加者数	健康課	35
	父親向け子育て講座を開催し、男性の子育て参画のための機会を提供します。 指標 父親向け子育て講座の参加者数	子育て 支援課	36
	市内の公共施設において、更新および大規模改修等の際は、保護者の性別にかかわらず使用できる授乳及びおむつ替えスペースの設置力所数を増やしますことを検討します。	財産 運営課	37
E 市職員に向けた参画促進	市職員に対し女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、推進に努めます。 指標 市職員の各役職段階における女性割合	人事課	38

エンパワーメント:個人として、そして／あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力を身につけること。自分自身のポテンシャルが最大限発揮できるよう、自らの意思と能力を高め、政治・経済・社会などにおいて主体的な存在となり、行動していく力をつけていくこと。

リカレント教育:職業上必要な知識・技術を修得するために、フルタイムの就学とフルタイムの就職を繰り返すこと。日本では一般的に、リカレント教育を諸外国より広くとらえ、働きながら学ぶ場合、心の豊かさや生きがいのために学ぶ場合、学校以外の場で学ぶ場合もこれに含めている。

② 子育て・介護に対する支援

性別にかかわらず職業生活と家庭生活の両立を円滑で継続的に可能とするために必要な環境整備などの支援を行います。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 子育てと仕事の両立支援	良好な保育環境の維持や保育需要の多様化に対応するため、既設施設の改修・拡充修繕及び、一時保育、長時間保育、病児保育等について、計画的な充実を図ります。 指標 保育園定員数	保育課	39
	放課後子ども総合プランの実施及び民間児童クラブの運営補助を行い、就学児童の居場所を確保することで、保護者の子育てと仕事の両立を継続的に支援します。 指標 放課後児童クラブ定員数	子育て支援課	40
B 介護と仕事の両立支援	家族全体で介護と仕事の両立ができるよう支援するため、介護サービス基盤を整備し、必要なサービスを受けるための申請方法や制度を周知します。	介護福祉課	41
	介護教室等を実施し、円滑に介護を行うことができるよう支援します。また、介護者の交流の場等を創出し、介護者の心身の健康に繋がります。 指標 主な介護者の男性割合 指標 介護講座参加者の男性割合	地域福祉課	42
C 市職員が仕事と育児・介護を両立するための支援	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、推進します。 指標 市男性職員の育児休業取得率 指標 市男性職員の子の出生時における特別休暇取得率	人事課	43

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

個人・家庭・地域・仕事など一人ひとりが営む生活を大切に、バランスを保つことができる意識づくりを行い、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 企業に向けた啓発	多様な就業形態の導入や労働時間の短縮、有給休暇の取得促進等、労働者のワーク・ライフ・バランスを推進するために企業への呼びかけを行います。 指標 市内のファミリー・フレンドリー企業の登録数	産業 観光課	44
	ワーク・ライフ・バランス、女性活躍等を推進する事業所に対し、公共調達において優遇することで、企業にインセンティブを与えます。	行政課	45
B 市民に向けた啓発	市民に向けて、仕事・家事・育児・介護等のバランスに配慮した働き方に関する周知・啓発等を行います。	地域 共生課	46
C 市職員に向けた啓発	市職員のワーク・ライフ・バランスの向上に取り組めます。 指標 年間 360 時間以上時間外勤務を行う市職員数	人事課	47

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和):誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発などにかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活が送れる状態のこと。

ファミリー・フレンドリー企業:労働者の仕事と家庭の両立に配慮し、多様で柔軟な働き方の選択を可能とすることを経営の基本とし、具体的には、「仕事と育児・介護とが両立できるさまざまな制度をもち、かつ実際に労働者に利用されている」などの取り組みを行っている企業のこと。

インセンティブ:意欲を引き出すことを目的として外部から与えられる刺激のこと。動機づけ。

基本目標Ⅳ 性別にかかわらず安心して暮らすことができる環境づくり

成果指標

※この数値は本市「男女平等に関する市民意識調査 (R6)」に基づきます。

- ⑪「安全な妊娠・出産」について内容を知っている割合（女性）

現況値：68.6% → 目標値：80.0%

- ⑫「安全な妊娠・出産」について内容を知っている割合（男性）

現況値：57.9% → 目標値：70.0%

① 女性の生涯にわたる健康づくりの支援

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは女性の健康を考える上で、重要な視点のひとつです。性別にかかわらず性と生殖に関する正しい知識を身につけ、女性が生涯にわたり、自らの健康について自己決定できる支援が必要です。

また、正しい知識のもと、妊娠・出産などにおいて相手を尊重したよりよい協力関係を保ち、性暴力を未然に防止するとともに、安心して妊娠・出産することができる環境づくりが必要です。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 妊娠・出産に関わる女性への健康支援	親子健康手帳（母子健康手帳）交付時にすべての妊婦と面接し状況確認し個々に合わせた相談・指導をします。また、妊産婦健康診査による母子の健康管理、教室やパンフレット等による正しい知識の普及啓発、個別相談、 妊婦訪問、家族支援がな く育児不安が強い等専門的支援が必要な 妊産婦 に対しての産後ケアの実施等、 妊娠期から個々に合わせて 安心して出産・育児ができる体制を整えます。また、子どもを望む夫婦への 一般不妊治療費助成不妊治療前ペア検査費用の助成 を行います。 指標 妊産婦健診受診率	健康課	48
B 性別特有の疾病に対する予防支援	乳がんや子宮頸がん、骨粗しょう症等性別特有の健康課題に対する予防や支援を行います。 指標 女性特有のがん検診（乳がん・子宮がん）の受診率 指標 骨粗しょう症検診の受診者数	健康課	49
	若い世代から、男女の身体的特性に合わせた健康診査を実施します。	健康課	50
	対象者に個別通知を行い、身近な地域の医療機関で受診できることにより、男女ともに健診が受けやすい体制を整えます。	保険年金課	51

	指標 特定健康診査受診率（女性・男性）		
--	---------------------	--	--

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
C リプロダクティブ・ヘルス／ライツ の啓発	広報誌や展示等を通じて、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供・啓発を行います	地域 共生課	52
	小中学校において、カリキュラムに応じて、各年代学年に適切な性教育を行います。	学校 教育課	53
D 性犯罪・性暴力の防止	「相手の同意のない性的行為をしてはならない」「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という意識を醸成するため、広報誌や展示等啓発を行います。また、性犯罪・性暴力に関するワンストップ支援センターの周知を行います。	地域 共生課	54
	防犯カメラの増設や地域ボランティア等による防犯活動を支援し、性犯罪防止に取り組みます。 指標 防犯カメラ設置台数	防災 安全課	55

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)：1994年(平成6年)の「国際人口開発会議」で、「女性の健康」という視点から、月経、避妊、中絶、婦人科の疾患、出産など、女性の性と生殖に関わるすべてをとらえ直す新しい概念として提唱された。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

性犯罪・性暴力に関するワンストップ支援センター：性犯罪・性暴力被害者に対し、被害直後から、医師による心身の治療、相談・カウンセリングなどの心理的支援、捜査関連の支援、法的支援などの総合的な支援を可能な限り一か所で提供する(当該支援を行っている関係機関・団体につなぐことを含む。)ことにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止することなどを目的として設置されたもの。

② さまざまな社会的困難を抱えている人の支援

社会の中でおかれた状況の違いなどを背景に、女性は貧困など生活上の困難に陥りやすく、その影響を断ち切るためには支援が必要です。また、ひとり親家庭、高齢者や若年層、障害のある人などで社会的困難に直面している場合、性別に起因する社会的困難と複合し、さらなる困難を抱えることがあることを理解した支援を行う必要があります。令和6年度には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、行政と関係機関が連携し、困難な問題を抱える女性への支援体制を構築・充実させることが求められており、先進事例を参考に調査研究を行っていきます。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A ジェンダー平等の視点を取り入れたひとり親に対する支援	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の自立支援の相談を行うとともに、ひとり親家庭の生活の安定及び向上を図るため、専門家による家計管理に関する講習会等を実施します。また、ひとり親家庭の経済的自立に役立つ資格取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金等を支給します。 指標 自立支援教育訓練給付金受給者数（全体・女性）	子育て支援課	56
	ひとり親家庭等医療費助成を行います。	保険年金課	57
B ジェンダー平等の視点を取り入れた高齢者への支援	ジェンダーについても意識した高齢者への生活支援やサービス提供がされるよう啓発を行います。	地域福祉課	58
C ジェンダー平等の視点を取り入れた障害者への支援	ジェンダーについても意識した障害のある人への生活支援やサービス提供がされるよう啓発を行います。	地域福祉課	59
D ジェンダー平等の視点を取り入れた支援につながりにくい人への対策	自殺予防・引きこもりの対策においては、ジェンダーについても意識し、対策を推進します。	地域福祉課	60
	「おたっしやハウス」「コミュニティサロン」等高齢期の健康づくり支援事業への男性の参加を促進します 指標 コミュニティサロン会員の男性割合	福祉会館	61

③ 防災・復興分野での男女共同参画の推進

危機的状況下では、少数派が意見を発しにくかったり切り捨てられたり、少数派の人権が軽んじられるような状況に陥りやすくなります。災害時には、女性や少数派ならではの気づきによる配慮に取り組めるよう、避難者に寄り添い行動ができる女性防災リーダーも求められます。社会のリーダーの多数派である男性が中心となって方針や政策が決まる傾向にある現状においては、女性を含めた少数派の男性以外の視点や意見を入れられるよう、庁内の連携を密に取るなどし、男女共同参画を推進する必要があります。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A ジェンダー平等の視点を取り入れた平常時の災害への備え	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等を踏まえ、ジェンダー平等の視点を盛り込んだ避難所開設訓練を行うとともに、自主防災組織へ積極的に女性が参画できるよう働きかけを行います。 指標 自主防災組織における女性防災リーダーの育成率	防災 安全課	62
B ジェンダー平等の視点を取り入れた避難生活への支援	女性特有の保健衛生・物資の供給への配慮等、備蓄品や設備の充実に努めます。	防災 安全課	63
C 非常時の女性に対する暴力の防止	避難所運営において性犯罪等の暴力を予防する環境を確保します。	防災 安全課	64
	非常時においてもDVや性犯罪・性暴力等を許さない機運づくりを平常時より行うとともに、非常時においても利用可能な相談窓口等の情報収集と提供を行います。	地域 共生課	65

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」:内閣府男女共同参画局が2020年(令和2年)5月に策定した、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめたガイドライン。基本的な考え方と、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項が示されている。

基本目標Ⅴ ドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者を支援する体制づくり(DV防止法市町村基本計画)

成果指標

※この数値は本市「男女平等に関する市民意識調査 (R6)」に基づきます。

⑬ DVという言葉について、意味・内容を知っている人の割合

現況値：81.8% → 目標値：90.0%

⑭ DVについて、誰にも相談しなかった人の割合

現況値：44.4% → 目標値：40.0%

① DV等の防止に関する理解促進

ドメスティック・バイオレンス（DV）は重大な人権侵害です。加害者が振るう身体に対する暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動は、被害者を傷つけ、思考力や気力を萎えさせ、尊厳を奪います。令和6年度には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が一部改正されました。これにより、身体的暴力だけではなく、精神的暴力も保護の対象に広げ、被害者をより強く守るための運用へと改められました。被害を潜在化させないために、また被害を未然に防止するためにも、DV（デートDV含む）などについての正しい知識や被害を受けた際に利用できる相談窓口や制度などの理解を促進します。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A 市民に向けたDV防止理解促進の啓発	DVについての正しい理解促進及びDVを防止するために広報誌やSNS、展示等で情報提供及び啓発を行います。 指標 DV防止等に関する啓発回数	地域 共生課	66
B DV二次被害防止に向けた庁内対応	市職員にDV防止等に関する研修等を実施し、被害者の情報管理を市職員に徹底するとともに、DVについての認識を深め二次被害防止に努めます。 指標 DV防止等に関する市職員研修を受講した市職員数（累計）	地域 共生課	67

デートDV:同居していない恋人(別れた相手を含む)間の暴力。中高生や大学生など若年カップルにも存在している。根本には、ステレオタイプの男女観、心理的コントロールや性関係強要を愛情表現とする恋愛観などがあるとされる。

② DV被害者の支援

DV被害者について、適切な保護を図り自立を支援する必要があります。また、DVと児童虐待が複合している場合もあるため、注意していく必要があります。

被害者が自らの尊厳を取り戻し、自らの力で立ち直っていくために、法改正など国の動向を注視しつつ、庁内で連携を密にし、一体的に取り組みます。また、外部資源を活用しつつ、被害者一人ひとりに適切な支援を行う必要があります。

具体的な取り組み	内容	担当課	No.
A DV被害の相談先の確保	DV相談、女性相談— 法律相談 等を実施します。また、外部の相談機関等の情報を広報誌やSNS等を活用し、提供します。 指標 女性悩みごと相談及びDV・性暴力被害相談のべ相談件数（全体・相談員よりDV報告あり）	地域 福祉課	68
	家庭児童相談室において、虐待を伴うDV・面前DV等、子を巻き込んだDV被害者の相談に応じます。 指標 家庭児童相談室におけるDV相談件数	子育て 支援課	69
	地域包括支援センター、障害者相談支援センター等関係機関と連携し、高齢者・障害のある人のDV相談に応じます。 指標 高齢者・障害者虐待相談件数（全体・被害女性）	地域 福祉課	70
B DVによる住民基本台帳閲覧制限支援	DV被害者の住民基本台帳の閲覧や住民票の交付を制限し、DV被害者に関する情報の保護・管理を適切に行います。	市民課	71
C 愛知県女性相談センターと連携した一時保護の実施	県女性相談センター、警察等関係機関と協力し、DV被害者の適切な一時保護をします。 指標 県女性相談センターへの一時保護依頼件数	地域 福祉課	72
D DV被害者を支援するための 庁内連携体制の強化	DV被害者支援の体制を整えるため、 市民協働課地域福祉課、子育て支援課—地域福祉課 を中心とした関係各課の ネットワークを充実します。連携の強化を図ります。	地域 福祉課	73
E DV被害者を支援するための 外部機関の活用・連携	公的機関及び民間DV被害者支援団体等と連携し、DV被害者を支援する体制を構築します。	地域 福祉課	74

面前DV:子ども(18歳未満)の目の前で振られるDV。児童虐待防止法(2000年(平成12年)成立)の2004年(平成16年)改正で、心理的虐待のひとつと認定した。直接的に暴力を受けなくても、DVを見聞させて育つ子どもは心身に傷を負い、成長後もフラッシュバックに苦しむなどPTSD(心的外傷後ストレス障害)を発症することが少なくない。

数値目標一覧

計画の進捗状況を客観的に把握するため、数値目標を設定します。

基本目標Ⅰ

	項 目 名	現況値		目標値		担当課	No.
		令和元年度 (2019)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)		
①	【市民意識調査】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」の考え方について、「どちらかといえば反対」「反対」と答えた人の割合	46.1%	57.4%	55.0%	65.0%		
②	【男女平等意識調査】男の子、女の子と区別せず育てた方がよいと答えた人の割合	38.1%	45.9%	45.0%	50.0%		
③	【市民意識調査】学校教育の場における平等感（学校教育の場で男女の地位が「平等」と答えた人の割合）	58.7%	60.3%	65.0%	70.0%		
④	【男女平等意識調査】LGBTという言葉の意味・内容を知っている人の割合	42.3%	54.8%	60.0%	70.0%		

	人権に関する啓発回数	8 回	9 回	10 回	10 回	地域共生課	1
	市内においての人権相談開設回数	12 回	12 回	12 回	12 回	地域共生課	2
	人権・男女共同参画情報コーナー図書貸出数	63 冊	43 冊	80 冊	100 冊	地域共生課	5
	市職員向け男女共同参画研修参加者数（累計）	372 人	49 人	200 人	400 人	地域共生課	9
	人権・男女共同参画研究校（全 13 校）の指定	3 巡目 10 校/13 校	4 巡目 10 校/13 校	4 巡目 13 校/13 校	6 巡目 3 校/13 校	地域共生課	16
	多様な性に関する啓発実施回数	2 回	7 回	5 回	5 回	地域共生課	19

<現況値> 令和元年度：令和2年4月1日現在、令和6年度：令和7年4月1日現在

<目標値> 令和7年度：令和8年4月1日現在、令和12年度：令和13年4月1日現在

累計は計画期間内による

基本目標Ⅱ

	項 目 名	現況値		目標値		担当課	No.
		令和元年度 (2019)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 12 年度 (2030)		
⑤	【男女平等意識調査】女性の意見が、市政に反映されていると答えた人の割合（「十分に反映されている」「ある程度反映されている」と答えた人の割合）	36.6%	35.3%	45.0%	50.0%		
⑥	【市民意識調査】地域活動の場における平等感（地域活動の場で男女の地位が「平等」と答えた人の割合）	41.7%	48.2%	50.0%	55.0%		

	審議会等への女性登用率（地方自治法第 202 条の 3 に基づく）	33.5%	38.9%	35.0%	40.0%	地域共生課	22
	女性委員がいる審議会等の割合（地方自治法第 202 条の 3 に基づく）	91.5%	100%	100%	100%	地域共生課	22
	市一般職員の管理職（主幹級以上）のうち女性の占める割合（保育士除く）	21.7%	25.0%	30.0%	35.0%	人事課	23
	市内小中学校における女性教員の管理職部門（校長・教頭）への登用率	22.2%	33.3%	25.0%	30.0%	学校教育課	24
	市内小中学校における女性教員の主幹・教務・校務主任への登用率	37.9%	24.1%	40.0%	45.0%	学校教育課	24
	女性区長・自治会長の割合	12.5%	14.3%	17.0%	20.0%	地域共生課	25
	家庭教育推進委員会における女性代表割合	11.1%	33.3%	22.2%	22.2%	学習政策課	26
	市民活動拠点利用登録団体の内、女性が代表者の団体割合	-	50.5%	50%	50%	地域共生課	27
	市民活動拠点利用登録団体の内、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動の登録がある団体数	24 団体 ※2020.11.5 現在	24 団体	27 団体	30 団体	地域共生課	27

<現況値> 令和元年度：令和 2 年 4 月 1 日現在、令和 6 年度：令和 7 年 4 月 1 日現在

<目標値> 令和 7 年度：令和 8 年 4 月 1 日現在、令和 12 年度：令和 13 年 4 月 1 日現在

累計は計画期間内による

基本目標Ⅲ

	項 目 名	現況値		目標値		担当課	No.
		令和元年度 (2019)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)		
⑦	【市民意識調査】職場における平等感（職場で男女の地位が「平等」と答えた人の割合）	23.9%	32.7%	30.0%	40.0%		
⑧	【市民意識調査】家庭生活における平等感（家庭生活上で男女の地位が「平等」と答えた人の割合）	33.6%	42.0%	40.0%	50.0%		
⑨	【市民意識調査】日進市は安心して子育てができる環境であると答えた人の割合（「思う」「おおむねそう思う」と答えた人の割合）	62.5%	69.6%	70.0%	75.0%		
⑩	【男女平等意識調査】ワーク・ライフ・バランスという言葉の意味・内容を知っている人の割合	35.7%	51.0%	50.0%	65.0%		

	日進市地域職業相談室を利用した女性就職者数	130 人	114 人	150 人	160 人	産業観光課	28
	市内の「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数	4 社	31 件※	933 件	1440 件	産業観光課	32
	男性の家庭参画促進講座開催数	1 回	2 回	2 回	2 回	地域共生課	34
	パパママ教室への男性参加者数	225 人	186 人	240 人	240 人	健康課	35
	父親向け子育て講座の参加者数	323 組	798 組	400 組	450 組	子育て支援課	36
	市職員の各役職段階における女性職員割合 部長・部次長級（保育士除く）	16.7%	12.1%	30.0%	35.0%	人事課	38
	市職員の各役職段階における女性職員割合 課長級（保育士除く）	24.4%	34.9%	30.0%	35.0%	人事課	38
	市職員の各役職段階における女性職員割合 課長補佐級（保育士除く）	31.7%	30.0%	35.0%	40.0%	人事課	38
	市職員の各役職段階における女性職員割合 係長級（保育士除く）	39.0%	37.4%	40.0%	40.0%	人事課	38

※令和6年度から県が公表している数字(認証企業数のカウント方法)が、本社のみから営業所を含める形に変更となった

	項 目 名	現況値		目標値		担当課	No.
		令和元年度 (2019)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 12 年度 (2030)		
	市職員の各役職段階における女性職員割合 主事・主任級 (保育士除く)	46.1%	45.4%	50.0%	50.0%	人事課	38
	保育園定員数	1,977 人	2,029 人	2,102 1,981 人※	2,102 1,889 人※	保育課	39
	放課後児童クラブ定員数	944 人	1,167 人	1,085 人	1,145 人	子育て 支援課	40
	主な介護者の男性割合	31.7%	27.9%	32.7%	33.2%	地域福祉課	42
	介護講座参加者の男性割合	31.8%	8.7%	35.0%	40.0%	地域福祉課	42
	市男性職員の育児休業取得率	11.1%	92.3%	30.0% 90.0% 0%	35.0% 100% %	人事課	43
	市男性職員の子の出生時における特別休暇取得率	88.9%	100%	100%	100%	人事課	43
	市内のファミリー・フレンドリー企業登録数	11 社	13 社	16 社	21 社	産業観光課	44
	年間 360 時間以上時間外勤務を行う市職員数	16 人	24 人	0 人	0 人	人事課	47

※「日進市保育施設の運営・整備に関する計画 中間見直し(令和7年10月)」に基づく

<現況値> 令和元年度：令和2年4月1日現在、令和6年度：令和7年4月1日現在

<目標値> 令和7年度：令和8年4月1日現在、令和12年度：令和13年4月1日現在

累計は計画期間内による

基本目標Ⅳ

	項 目 名	現況値		目標値		担当課	No.
		令和元年度 (2019)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 12 年度 (2030)		
⑪	【男女平等意識調査】「安全な妊娠・出産」について内容を知っている割合（女性）	68.3%	68.6%	70.0%	80.0%		
⑫	【男女平等意識調査】「安全な妊娠・出産」について内容を知っている割合（男性）	55.0%	57.9%	60.0%	70.0%		

	妊産婦健診受診率	90.6%	94.7%	95.0%	95.0%	健康課	48
	女性特有のがん検診受診率（乳がん）	35.2%	16.7%	50.0%	50.0%	健康課	49
	女性特有のがん検診受診率（子宮がん）	38.7%	17.5%	50.0%	50.0%	健康課	49
	骨粗しょう症検診の受診者数	671 人	597 人	680 人	680 人	健康課	49
	特定健康診査受診率（女性）	47.7%	46.1%	60.0%	60.0%	保険年金課	51
	特定健康診査受診率（男性）	42.6%	41.1%	60.0%	60.0%	保険年金課	51
	防犯カメラ設置台数	88 台	154 台	178 台	253 台	防災安全課	55
	自立支援教育訓練給付金受給者数（全体）	1 人	0 人	6 人	9 人	子育て支援課	56
	自立支援教育訓練給付金受給者数（女性）	1 人	0 人	4 人	6 人	子育て支援課	56
	コミュニティサロン会員の男性割合	9.1%	3.9%	10.8%	13.5%	福祉会館	61
	自主防災組織における女性防災リーダーの育成率（にっしん女性防災人材育成事業交付金利用者数（累計）/地域防災組織数）	73.7%	97%	85.0%	100%	防災安全課	62

<現況値> 令和元年度：令和 2 年 4 月 1 日現在、令和 6 年度：令和 7 年 4 月 1 日現在

<目標値> 令和 7 年度：令和 8 年 4 月 1 日現在、令和 12 年度：令和 13 年 4 月 1 日現在

累計は計画期間内による

基本目標Ⅴ

	項 目 名	現況値		目標値		担当課	No.
		令和元年度 (2019)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 12 年度 (2030)		
⑬	【男女平等意識調査】DVという言葉について、意味・内容を知っている人の割合	74.5%	81.8%	85.0%	90.0%		
⑭	【男女平等意識調査】DVについて、誰にも相談しなかった人の割合	47.3%	44.4%	45.0%	40.0%		

	DV防止等に関する啓発回数	6 回	5 回	7 回	7 回	地域共生課	66
	DV防止等に関する市職員研修を受講した職員数（累計）	239 人	66 人 ※1	150 人	300 人	地域共生課	67
	女性悩みごと相談及びDV・性暴力被害相談のべ相談件数	147 件	84 件	数値を 把握し 暴力の 根絶に つなげる		地域福祉課	68
	女性悩みごと相談及びDV・性暴力被害相談の内、相談員よりDVを含むと報告があった件数	63 件	58 件			地域福祉課	68
	家庭児童相談室におけるDV相談件数	38 件	9 件 ※2			子育て 支援課	69
	高齢者・障害者虐待相談件数（全体）	8 件	37 件			地域福祉課	70
	高齢者・障害者虐待相談件数（被害女性）	7 件	20 件			地域福祉課	70
	県女性相談センターへの一時保護依頼件数	0 件	0 件			地域福祉課	72

※1 当研修は隔年開催であり、令和6年度は実績なしのため、令和5年度の現況値を記載した

※2 令和6年度より集計方法が延べ人数から実人数に変更となった

<現況値> 令和元年度：令和2年4月1日現在、令和6年度：令和7年4月1日現在

<目標値> 令和7年度：令和8年4月1日現在、令和12年度：令和13年4月1日現在

累計は計画期間内による

第 5 章 プランの推進体制

1 計画の推進体制

本プランに関する施策を総合的に推進するため、関係各所と連携を図り、取り組みを実施します。

○ 国・県・周辺自治体等との連携（制度活用・情報交換等）

本プランを効率的かつ効果的に推進するため、国・県・他の自治体との連携を強化し、男女共同参画に関する制度・研修などを有効に活用します。また、先進事例などの情報収集を行い、収集した情報の積極的な発信に努めます。

○ 関係諸団体との連携（情報交換・協働事業等）

男女共同参画社会の実現は、行政だけで達成できるものではなく、市民と協働して進めていくものです。本プランをより効果的で実効性のあるものとするために、市民団体、非営利活動法人（NPO）、関係団体などと連携を図りながら、ジェンダー平等・男女共同参画施策を推進します。

○ 庁内連携（ジェンダー視点の確保・ESD・SDGsの推進等）

男女共同参画施策は様々な分野にわたるため、全庁的に取り組む必要があります。本市のESD推進基本方針による、本市に関係するSDGsの達成に貢献できる人づくりのため、またESD・SDGsを推進していく観点からも、市職員一人ひとりがジェンダー平等・男女共同参画社会の実現の必要性を認識し施策に取り組むことができるよう、研修・会議などを開催し市職員の意識向上に努めます。そして、本市総合計画の下、庁内の推進会議、ESD推進体制や各課などの連携を図り、横断的に取り組みます。

○ 日進市男女平等推進審議会（プランの調査・審議）

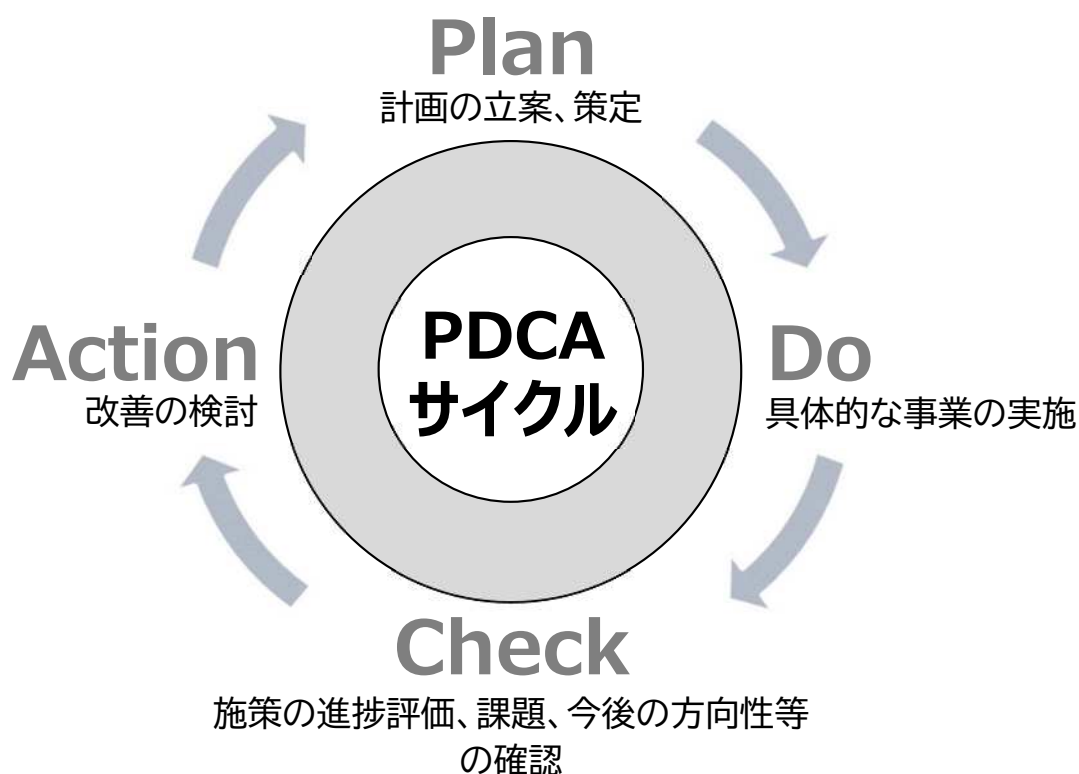
日進市男女平等推進条例第二十四条に則り、市長の附属機関として、日進市男女平等推進審議会を設置しています。この審議会は、市長の諮問に応じ、本プラン及び男女平等の推進に関する重要事項について、調査、審議し、その結果を市長に答申することになっています。また、女性活躍推進協議会機能も付加し、女性活躍推進に関する取り組みについて協議を行います。男女共同参画施策推進のため、審議会の意見を踏まえ、本プランを推進します。

ESD(Education for Sustainable Development):持続可能な開発のための教育。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

2 計画の進捗管理

本プランに位置づけた取り組みは、日進市男女平等推進条例第二十一条に基づき、毎年度、実施状況についての報告書を作成し、公表します。

施策の内容を担当する課が推進状況や課題などを整理して、PDCAの視点から毎年度自己評価を行います。**地域共生課**は、その結果を取りまとめ、日進市男女平等推進審議会（女性活躍推進協議会兼ねる）に報告し、推進状況の確認及び報告に対する意見を聴取し、結果を広く市民などに公表します。公表結果を踏まえ、担当課は必要に応じて改善を図り、次年度以降の取り組みの展開に反映させながら、よりよい事業の推進に努めます。また、本プランでは、数値による評価が可能なものについては、施策ごとに指標を設定しています。これらの指標を活用し、進捗状況や成果を定期的に評価・検証し、次年度以降の施策の推進に反映していきます。



資料編

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)
(最終改正：令和7年6月27日法律第80号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて
きたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が
国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女
が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別
にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが
できる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となってい
る。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を
二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、
社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の
促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公
共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を
総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現
することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成
に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び
国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会
の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めるこ
とにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的
に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成
員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野にお
ける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等
に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ
とができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成するこ
とをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間
の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のい
ずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを
いう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱
いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機
会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるこ

とを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会にお
ける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を
反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立
でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形
成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、
社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の
選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとする
ように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等
な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策
又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して
参画する機会が確保されることを旨として、行われなけ
ればならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女
が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の
介護その他の家庭生活における活動について家族の一員
としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活
動を行うことができるようにすることを旨として、行われ
なければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会におけ
る取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女
共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなけれ
ばならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画
社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」とい
う。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関す
る施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に
策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同
参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及
びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策
を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会の
あらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同
参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。
(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す
る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置そ

の他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施

するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」

という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 會議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八條 この章に定めるもののほか、會議の組織及び議員その他の職員その他會議に関し必要な事項は、政令で定める。

(以下省略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)
(最終改正：令和7年6月11日法律第63号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるもの

とする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画

を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任して

いること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募

集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組

の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活

躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法

第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)
(最終改正：令和五年法律第三十号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取
組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含
む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が
必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの
暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困
難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人
の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現
を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保
護するための施策を講ずることが必要である。このことは、
女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会にお
ける取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自
立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力
の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配
偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃
であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下
同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対す
る暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対
する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその
婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつ
た者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むもの
とする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力
を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしてい
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離
婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と
同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情
に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止
するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援する
ことを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及
び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主
務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害
者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この
条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」と
いう。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第
一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計

画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する
基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間
の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防
止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう
とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し
なければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したと
きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府
県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の
ための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条に
おいて「都道府県基本計画」という。）を定めなければな
らない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定め
るものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する
基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公
共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防
止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事
項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即
し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村に
おける配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の実施に関する基本的な計画（以下この条におい
て「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなけれ
ばならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村
基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ
を公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基
本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言そ
他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支
援センターその他の適切な施設において、当該各施設が
配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう

にするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内

閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該

配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信

文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。))により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。))と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置

を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

- 第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住

居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

- 第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

- 第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときであっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書

面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令

を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二條第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二條第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三條	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百一十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三條の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十條第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手	調書

	続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	
第一百六十條第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第一百六十條第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十條の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十條の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五條第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五條第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一條の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一條第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係

者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手か

らの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以

下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

日進市男女平等推進条例

平成 19 年 4 月 1 日

条例第 23 号

人はみな、個人として尊重され、性別によって差別されない平等な存在です。

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際的な取組みとも連動しながら、男女平等の実現に向けた取組みが行われています。

また、日進市においても、平成 13 年に男女共同参画プランを策定し、様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、依然として根強く残る性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的な制度及び慣行並びに性差別に基づく人権侵害は、男女平等の実現の障害となっています。

このような状況を改善し、日進市が、活力あるまちとして一層の発展を遂げるためには、男女が互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮し、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、併せてその責任を担うことができる男女平等な社会を実現することが重要です。

ここに私たちは、男女の平等を推進することにより、男女が共に参画しうる活力あるまち日進市をつくるため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が共に参画しうる活力あるまち日進市をつくることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、使用されている用語の意義は次のように定めます。

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者若しくは活動する者をいいます。
- (2) 事業者 市内において事業活動(営利・非営利を問いません。)をするものをいいます。
- (3) 教育関係者 市内において教育活動に携わるものをいいます。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の望まない性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識に基づく言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいいます。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等親密な関係にある男女間若しくは親密な関係にあった男女間の暴力(身体に対する不法な攻撃又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。以下同じ。)をいいます。
- (6) メディア・リテラシー 多様な情報から主体的に情

報の送り手の意図を読み解き、自らの意思に基づき情報を発信する能力をいいます。

- (7) 積極的改善措置 家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第 3 条 男女平等の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において直接的であると間接的であるとかかわらず、性別による差別的な取扱いを受けることなくその個性が尊重され、能力が十分に発揮できる機会が確保されること。
- (2) 男女が社会の対等な構成員として、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における施策や方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が、社会における男女の活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (4) 家族を構成する男女は、家族的責任を果たすため、互いに尊重しあい、相互の協力と社会的支援の下、家庭生活とそれ以外の活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。
- (5) 家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における教育や学習において、男女平等を基本とした教育に配慮されること。
- (6) 男女平等の推進に関する取組みは、国際社会における取組みと密接な関係を有していることから、国際的な理解と協調の下に行われること。
- (7) 男女が互いに尊重しあい、その性についての理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むこと、また妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、産む性としての女性の身体的機能に配慮し、その自己決定権が尊重されること。
- (8) 男女間の暴力が、男女平等を阻害する重大な社会問題であることを認識し、その根絶が図られること。

(市の責務)

第 4 条 市は、男女平等の推進を市の主要な施策として位置づけ、前条に定める基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、施策を総合的かつ計画的に実施しなければなりません。

- 2 市は、男女平等の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。
- 3 市は、国及び県その他の地方公共団体と連携すると

もに、市民、事業者及び教育関係者と協働して男女平等の推進に取り組まなければなりません。

- 4 市は、率先して男女平等の実現に努めなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女平等に関する理解を深め、基本理念にのっとり家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において自ら積極的に男女平等を推進するよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うにあたり、基本理念にのっとり、性別にかかわらず個人の能力が発揮できるように必要な措置を講ずるよう努めるとともに、職場活動と家庭、地域等における活動が両立できるよう環境整備に努めなければなりません。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育の重要性に鑑み、男女平等に関する理解を深め、個々の教育を行う過程において基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりません。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、直接的であると間接的であるとはにかかわらず、性別による差別的な取扱いを行ってはなりません。

- 2 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはなりません。

- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

(市民に提供する情報への配慮)

第9条 何人も、市民に提供する情報においては、性別による固定的な役割分担若しくは前条に規定する行為を助長し、又は連想させる表現その他過度の性的な表現を行わないよう努めなければなりません。

第3章 基本的施策

(行動計画)

第10条 市長は、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、行動計画を策定します。

- 2 市長は、行動計画を策定する場合は、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映させるよう努めるとともに、日進市男女平等推進審議会に諮問しなければなりません。

- 3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表します。

- 4 前2項の規定は、行動計画を変更する場合について準用します。

(情報提供及び普及啓発)

第11条 市は、市民、事業者及び教育関係者の男女平等に関する理解を深めるための情報を積極的に提供するとともに、男女平等に関する意識の普及及び啓発に努めます。

- 2 市は、社会的、文化的につくられた性別(ジェンダー)の再生産や性の商品化による人権侵害をなくし、男女平等を推進するため、すべての人が、メディア・リテラシーを身につけることができるよう、市民、事業者及び教育関係者に対し必要な情報を提供するとともに、その普及に努めます。

(積極的改善措置)

第12条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野の活動において、男女間の参画機会にかかる格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めます。

- 2 市は、市の施策の立案及び決定に男女が平等に参画できるよう、審議会等における委員の構成及び人員配置について、行動計画に数値目標を掲げ、男女の均衡を図るよう努めます。

- 3 市は、男女平等を推進するため、女性職員の能力開発及び管理職等への登用に努めます。

(雇用の分野における男女平等の推進)

第13条 市は、雇用の分野における男女平等を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めます。

- 2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女平等の推進状況を知るための調査について協力を求めることができます。

(市民活動等への支援)

第14条 市は、男女平等を推進する活動を行う市民、団体等に対し、必要な情報の提供及び支援を行うよう努めます。

(学習及び教育における支援等)

第15条 市は、男女平等に関する理解を深めるため、市民の学習を支援するよう努めるとともに、学校教育、社会教育その他の教育において、必要な措置を講ずるよう努めます。

(家庭生活と職業生活等との両立支援)

第16条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立することができるように必要な環境整備に努めます。

(国際協調の推進)

第17条 市は、国際的な理解と協調の下に男女平等を推進するため、市民一人ひとりが国や民族の違いを超えて相互の交流を図ることができるよう支援に努めるとともに、男女平等に関する国際的な情報の収集及び提供に努めます。

(性と生殖に関する健康と権利の尊重)

第18条 市は、性と生殖に関する健康と権利が十分に尊重されるように、情報の提供及び意識の啓発に努めます。

(拠点整備)

第19条 市は、市民、事業者及び教育関係者の男女平等の推進に関する取組みを支援するため、拠点の整備に努めます。

(調査研究)

第20条 市は、男女平等の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究を行い、その結果を公表します。

(実施状況の報告)

第21条 市長は、毎年、男女平等の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、公表します。

第4章 苦情の処理等

(苦情処理)

第22条 市長の附属機関として、日進市男女平等推進苦情処理委員(以下「苦情処理委員」といいます。)を置きます。

- 2 市民、事業者及び教育関係者は、市長に対し、市が実施する男女平等の推進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を申し出ることができます。
- 3 市長は、前項の申出があった場合、必要があると認めるときは、苦情処理委員に事案の調査等を命ずるものとします。
- 4 苦情処理委員は、調査結果を市長に報告するとともに、必要があると認めるときは、当該申出にかかる市の機関に対し是正の指示等を行うよう、市長に意見を述べるすることができます。
- 5 市長は、苦情処理委員の意見を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めます。
- 6 前各項に定めるもののほか、苦情の処理に関し必要な事項は、規則で定めます。

(相談)

第23条 市民、事業者及び教育関係者は、市に対し、性別による差別的な取扱いその他の男女平等の推進を阻害する行為について、相談をすることができます。

- 2 市は、前項の規定による相談を受けた場合、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めます。

第5章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第24条 市長の附属機関として、日進市男女平等推進審議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ行動計画及び男女平等の推進に関する重要事項について、調査、審議し、その結果を市長に答申します。
- 3 審議会は、男女平等の推進に関し、必要と認める事項について調査、研究を行い市長に意見を述べるすることができます。
- 4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行します。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に定められている男女平等の推進に関する市の基本計画であって、推進施策を総合かつ計画的に実施するためのものは、第10条第1項の規定により定められた行動計画とみなします。

(日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年日進町条例第2号)の一部を次のように改正します。

〔次のよう〕略

第3次日進市男女平等推進プラン（中間見直し版）

発 行：日進市

編 集：日進市 市民生活部 地域共生課

住 所：〒470-0192 愛知県日進市蟹甲町池下 268

T E L：0561-75-1682 F A X：0561-72-4603

メー ル：kyousei@city.nisshin.lg.jp

H P：<https://www.city.nisshin.lg.jp/>

発行年月：令和8年（2026年）3月
